

パブリックコメント閲覧用

第7期 小郡市障がい福祉計画（案）

第3期 小郡市障がい児福祉計画（案）

令和6年 月

小郡市

目次

第1章 第7期小郡市障がい福祉計画・第3期小郡市障がい児福祉計画の策定にあたって	6
1. 計画策定の趣旨	6
2. 計画の位置づけと期間	6
(1) 位置づけ	6
(2) 期間	7
3. 計画の対象者	7
4. 計画の基本方針	7
5. 計画の基本理念	8
第2章 第6期小郡市障がい福祉計画・第2期小郡市障がい児福祉計画の進捗状況	10
1. 相談支援体制の充実・強化	10
2. 小郡市自立支援協議会との連携	10
(1) ネットワーク会議	10
(2) 部会活動	11
(3) 学校教育連絡会	11
(4) イベント・啓発活動	11
(5) 福祉計画チェック委員会	11
(6) ケース検討会	12
3. 障がい児支援の充実・強化	12
4. 障がい者の地域生活移行の一層の促進	12
5. 就労支援に向けた取り組み	13
6. 一般就労等への移行支援の強化	13
7. 虐待防止に対する取り組みの強化	13
8. 新型コロナウイルス感染症の影響と対策の強化	13
第3章 障がい者・児をとりまく状況	15
1. 総人口の推移	15
(1) 人口構成の推移	15
(2) 年齢3区分別人口構成の推移	16
2. 障がい者・児の状況	17
(1) 全体の状況	17
(2) 身体障害者手帳所持者の状況	18
(3) 療育手帳所持者の状況	21
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	23

(5) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者の状況	25
(6) 障がい福祉サービス受給者証所持者の状況	26
(7) 指定難病受給者証所持者の状況	27
3. 就学等の状況	28
(1) 小学校の特別支援学級の状況	28
(2) 中学校の特別支援学級の状況	29
(3) 通級指導教室の状況	30
4. 障がい福祉関係事業費（扶助費）の状況	31
第4章 計画の成果目標	32
1. 施設入所者の地域生活への移行	32
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	33
3. 地域生活支援の充実	34
4. 福祉施設から一般就労への移行等	35
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	37
6. 相談支援体制の充実・強化等	38
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	40
第5章 障がい福祉サービス等の実績と見込み（活動指標）	41
1. 障がい福祉サービス	41
(1) 訪問系サービス	41
(2) 日中活動系サービスおよび短期入所	43
(3) 居住系サービス	46
(4) 相談支援	47
(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	49
2. 地域生活支援事業	50
(1) 理解促進研修・啓発事業	50
(2) 自発的活動支援事業	51
(3) 相談支援事業	51
(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	53
(5) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業	53
(6) 日常生活用具給付等事業	54
(7) 移動支援事業	56
(8) 地域活動支援センター事業	57
(9) 訪問入浴サービス事業	57
(10) 日中一時支援事業	58
(11) 地域移行のための安心生活支援事業（地域生活支援拠点等）	59

(12) 巡回支援専門員整備事業	60
(13) 自動車運転免許取得・改造助成事業	61
(14) 更生訓練費支給事業	62
3. 障がい児支援	62
4. 障がい者・児に対する理解の促進	66
5. 防災対策の促進	66
第6章 計画の推進体制及び関連法令・制度等	67
1. 計画の周知	67
2. 計画の推進体制の確立	67
3. 国・県及び近隣市町との連携	67
4. 計画の進捗管理と点検について	67
5. 障害者総合支援法の施行と概要	67
(1) 障がい者の範囲（障がい児の範囲も同様に対応）	68
(2) 障がい支援区分の創設	68
(3) 障がい者に対する支援	68
(4) サービス基盤の計画的整備	68
6. その他関連する法律の整備等	69
(1) 障害者基本法の改正	69
(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行	69
(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行	69
(4) 児童福祉法の改正	69
(5) 発達障害者支援法の改正	69
(6) 障害者優先調達法の施行	70
(7) 障害者文化芸術推進法の施行	70
(8) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行	70

第1章 第7期小郡市障がい福祉計画・第3期小郡市障がい児福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

この計画は、小郡市における共生社会を実現するため、障がいのある人及び障がいのある児童の意思表示・自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加・貢献の実現を図っていくことを基本とします。

障がい福祉サービス、地域生活支援事業及び障がい児支援の提供体制の確保に当たっては、それぞれに目標を設定し、計画的な整備を行います。

また、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、サービスによっては給付実績が低下するなどの影響がみられます。各事業所においては、マスクの着用や検温の実施、換気・消毒といった感染症対策を行い、事業の継続に努めましたが、一部事業所においては、一時的に新規利用者や既契約者の利用を制限せざるを得ない状況も生じています。今期計画の策定にあたっては、計画期間内の事業量見込みに際し、この影響を勘案しました。

今期計画を推進するにあたっては、国、県の取り組みなどとの整合性を図りながら「みんなが安心して暮らせるまちづくり」を具体的かつ効果的に進めていきます。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 位置づけ

○計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障がい福祉計画・障がい児福祉計画」として、障がい福祉サービスに関する事業計画として位置づけます。

○小郡市障がい者計画を上位計画とし、他の福祉分野の個別計画との整合性・連携を図りながら障がい者に関する施策を推進するための理念と仕組みを定める計画として位置づけます。なお、「小郡市障がい者計画」の策定後に新たに出てきた国の追加方針や課題・施策等については、本計画を優先し、「小郡市障がい者計画」の見直し時に調整を行います。

(2) 期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8
障害者基本法に基づく障がい者基本計画	第2期小郡市障がい者計画										第3期小郡市障がい者計画							
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の計画	小郡市障害福祉計画(第2期)		小郡市障害福祉計画(第3期)		小郡市障害福祉計画(第4期)		小郡市障がい福祉計画(第5期)		小郡市障がい福祉計画(第6期)		小郡市障がい福祉計画(第7期)							
児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の計画											小郡市障がい児福祉計画(第1期)		小郡市障がい児福祉計画(第2期)		小郡市障がい児福祉計画(第3期)			

3. 計画の対象者

○障がい者

障害者総合支援法に規定される以下の者。

- ・身体障害者福祉法第四条に規定する身体障がい者のうち十八歳以上である者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち十八歳以上である者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。以下「精神障がい者」という。）のうち十八歳以上である者
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上である者

○障がい児

児童福祉法第四条第二項に規定する障がい児及び療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童（障がい者手帳の有無は問わない）。

4. 計画の基本方針

わが国の障がい保健福祉政策においては、障がい者・児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指し、法整備等が進められてきました。

また、障がい児においては、こども基本法により、子どもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず権利を擁護し、こども施策を総合的かつ一体的に進めていくこととされています。

小郡市では、「小郡市障がい者計画」、「小郡市障がい福祉計画」及び「小郡市障がい児福祉計画」に基づき、障がい者・児が住み慣れた地域の中で生活を送ることができるまちを目指して、障がい福祉施策に取り組んできました。

本計画では、障がい者・児、またその家族が、地域で育ち、住み慣れた地域で自立し、安心し、生きがいをもった生活を送れるような地域社会を目指します。

5. 計画の基本理念

●障がい者等の自己決定の尊重と意思決定（意見表明）の支援

共生社会の実現に向け、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図るための環境づくりを進めます。

●市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

市が実施主体の中心となり、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等及び障がい児に対するサービスの充実を図ります。

発達障がい児者及び高次脳機能障がい児者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

●入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障がい者・児等の生活を地域全体で支えるため、サービス提供体制の整備を進めます。

また、障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の機能の強化が求められます。地域の社会資源を最大限に活かし、小郡市自立支援協議会のネットワークを活用しながら、必要な機能の強化に取り組めます。

●地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に

に向けた取り組みを、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りながら進めます。

地域の相談を受け止める相談支援、就労や居住など多様な社会参加に向けた支援、障がいの有無に関わらず、住民同士として参加し知り合う場である地域の交流の取り組みを推進します。

小郡市自立支援協議会と連携しながら、交流の機会や障がい者・児の理解促進のため、活動の場を確保し、地域共生社会の実現につなげます。

●障がい児の健やかな育成のための発達支援

地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した支援体制の構築を目指し、障がいの有無に関わらず、全ての児童が地域社会でともに健やかに成長できるよう支援します。

また、人工呼吸器の装着等、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）等、専門的な支援を要する障がい児に対し、各関連分野が協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

●障がい福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的に障がい福祉サービスを提供していくため、人材を確保していく必要があります。小郡市自立支援協議会とともに、多職種間の連携を推進し、専門性を高めるための研修等を実施することで、小郡市の障がい福祉の現場の魅力向上につなげます。働きがいのある分野であることを広く発信し、障がい福祉人材の確保を目指します。

●障がい者・児の社会参加を支える取り組みの定着

早期に適切な支援を受け、障がい児等の本人とその家族が安心して健やかに育つことができる体制の充実、ならびに障がい者等の地域における社会参加を推進するため、多様なニーズを踏まえた支援に取り組みます。

幼稚園、保育所等、市立学校等におけるインクルージョンの推進や文化芸術活動の推進、視覚障がい者等の読書環境整備、手話通訳や要約筆記派遣・支援者養成の取り組みを進め、障がい者・児の多様な社会参加を支えます。

これらの当事者支援に加え、社会参加にあたっては地域住民の理解向上が欠かせないことから、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを促進することで、障がい者の社会参加を推進していきます。

第2章 第6期小郡市障がい福祉計画・第2期小郡市障がい児福祉計画の進捗状況

1. 相談支援体制の充実・強化

小郡市においては、基幹相談支援センター（委託先：特定非営利活動法人サポネットおごおり）へ寄せられる障がい者やその家族からの相談件数は増加傾向にあります。また、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症に関連した相談件数が増加した際にも、地域の障がい者の生活を支える機関として対応しています。

その一方、障がい福祉サービス及び障がい児通所サービスの利用者の増加に対して利用計画の作成を担う相談支援専門員が不足し、地域の障がい者・児の福祉サービス等の利用に支障が出かねない状況から「基幹相談支援センター」が積極的にサービス等利用計画を立てざるをえない状況となっています。本来の役割である「他の相談支援事業者への助言」、「関係機関との連絡調整」や「困難事例への対応」等を十分に担っていくことができるような体制づくりが求められており、相談支援専門員の確保とともに、福祉サービス等だけによらない障がい者・児の地域における受け皿の確保が必要です。

2. 小郡市自立支援協議会との連携

第6期小郡市障がい福祉計画・第2期小郡市障がい児福祉計画の具体化に向けて、小郡市自立支援協議会と協議・連携しながら様々な取り組みを行い、地域のニーズの把握や関係機関との連携強化、スキルアップ等に取り組んできました。

今後も活動を継続し、専門性を高めることで、サービスの質の向上を図っていきます。

(1) ネットワーク会議

市内の障がい福祉にかかる障がい福祉サービス等事業者、当事者団体、ボランティア団体、医療機関、教育機関、市（福祉課障がい者福祉係）等が集まり、事業所紹介やワークショップを取り入れた研修等を通じ、ネットワークを強化してきました。

今後も、関係機関とのネットワークをいかしながら、連携を強化していく必要があります。

(2) ワーキングチーム活動

「就労」「児童」「相談」「生活」の4つのワーキングチームを設けて活動しています。各ワーキングチームともスキルアップに向けた研修や、事例検討会等を行っています。また、就労ワーキングチームでは、まごころ製品の販売を行う「まごころマルシェ」の定期的な開催に加え、令和2年度から4年度まで「小郡市まごころパックお届け事業」の食材提供や梱包作業を担い、利用者のやりがいや工賃アップにつなげました。また、児童ワーキングチームでは、事例検討やこども家庭庁の設立主旨の理解、地域課題の洗い出し等の勉強会を重ね、支援の質の充実をはかりました。

今後は、4つのワーキングチームを各部会として位置づけ、地域課題の洗い出し等をさらに充実させるとともに、支援者のスキルアップに向けた研修や事例検討等をさらに充実させていく必要があります。また、併せて各部会活動がより専門性を高める場となるよう、各部会ごとに有期限のワーキングチームを設け、きめ細かく充実させた活動を進めていく必要があります。

(3) 学校教育連絡会

教育・保育機関や子ども健康部との意見交換の場を設け、連携を図ってきました。障がいの疑いのある子の早期発見・早期支援を進めていく点からも、教育機関や関係機関との連携を深めていく必要があります。

(4) イベント・啓発活動

各校区のコミュニティセンター職員や民生委員児童委員に対して、地域生活拠点等整備事業や市の障がい福祉についての説明・啓発を行いました。障がいに対する市民の理解を深める場を今後も継続して実施していく必要があります。

また、就労ワーキングチームでは、障がい者が生産・取り扱いをしている「まごころ製品」の販売会に取り組み、平成30年度から「まごころマルシェ」として実施しています。来場者への啓発を行い、地域で障がい者が働く姿を知る機会となっています。利用者にとっても、工賃アップはもちろん、市民の方への販売の機会を通じやりがいにもつながっています。

(5) 福祉計画チェック委員会

第6期小郡市障がい福祉計画・第2期小郡市障がい児福祉計画の推進状況について、半期ごとに数値目標の達成状況等を点検・評価してきました。基本指針において定義されているPDCAサイクルにそって、今後も点検・評価を継続していく必要があります。

(6) ケース検討会

困難事例や、精神障がい者、医療的ケア児等への支援について、関係機関・当事者が集まり、当事者の思い、障がいごとの特性、各事業所の関わり方、社会資源情報の共有を行い、支援方針等について協議を行いました。複合的な課題を抱えたケースも少なくなく、今後も部署を横断して関係機関で支援に取り組む必要があります。また、必要に応じて、重層的支援体制整備事業へつないでいきます。

3. 障がい児支援の充実・強化

小郡市においては、児童発達支援センター2事業所、児童発達支援15事業所、放課後等デイサービス19事業所、保育所等訪問支援4事業所があります（令和5年10月1日現在。以下、事業所数において同じ）。障がい児への支援の充実が図られ支援を必要とする障がい児のニーズに応じた居場所づくりが充実してきている一方で、利用者数・利用量の増加傾向が続いていることから、インクルージョンを目的とした地域づくりを進めていく必要があります。

平成27年度より巡回支援専門員整備事業を実施しており、発達障がい等に関する知識を有する専門員が小郡市内の保育所等を巡回し、支援をする職員や保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行っています。ケースに応じて、適切な支援が提供されるように、医療的ケア児等コーディネーターを配置するなど、関係機関との連携強化・人材育成に努めていく必要があります。さらに、今後は児童発達支援センターを中心として、市内各事業所の特色を活かし、発達支援体制の面的な充実をはかるとともに、中核機能の充実度の評価のための当事者、関係者へのヒアリングをすすめる必要があります。

4. 障がい者の地域生活移行の一層の促進

福祉施設や医療機関等に入所・入院中の障がい者の地域移行のための支援として、共同生活援助（グループホーム）13事業所、自立訓練（生活訓練）1事業所、自立生活援助1事業所となっており、自立訓練（機能訓練）はまだ市内にない状況です。

国の基本方針でも示されているとおり「福祉施設から地域生活への移行」や「入院中の精神障がい者の地域移行」を進めていく点から、希望する障がい者なら誰もが地域において自立した社会生活を営むことができるよう、サービス必要量を確保していく必要があります。

5. 就労支援に向けた取り組み

小郡市においては、就労継続支援（A型）5事業所、就労継続支援（B型）9事業所となっています。

障がい者の就労に向け、自立支援協議会と連携しながら特別支援学校等の教育機関とネットワーク構築に努めてきました。今後もネットワークをいかながら、就労に向けた支援の充実を図ります。

6. 一般就労等への移行支援の強化

小郡市においては、「障がい者就業・生活支援センター」と連携を図りながら、障がい者が一般就労できるよう支援を行ってきましたが、就労定着支援1事業所、就労移行支援事業所については現在市内にない状況です。

一般就労への移行を強化する取り組みとともに、必要なサービス量の確保に努め、一般就労した人が就労を継続していくことができるよう、移行後の就労定着支援についても充実させる取り組みが必要です。

7. 虐待防止に対する取り組みの強化

令和4年度より、障がい福祉事業所の従業者への研修実施、虐待防止のための責任者の設置及び虐待防止委員会の設置と委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが義務化され、虐待防止の更なる推進がなされています。

小郡市においては、小郡市自立支援協議会のネットワーク会議において、虐待に関する研修の実施等に取り組んできました。しかし、擁護者による虐待及び施設従事者による虐待の相談や通報はいまだなくなっておりません。

今後も、関係機関の連携を強化し、虐待防止につなげるため、取り組みを継続していかなければなりません。

8. 新型コロナウイルス感染症の影響と対策の強化

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、短期入所を中心に利用量の減少がみられました。事業所を対象としたアンケート結果から、コロナ禍においては人材確保や、運営費用の確保に苦慮したことがうかがえます。マスクの着用、定期的な換気・消毒等の感染症対策を実施しながらも、一時的に新規利用者の受け入れを制限した事業所が10か所、既契約者の利用を制限した事業所は18か所に及びました。制限をかけた理由として、「マスクの

着用が困難」「複数の利用者が陽性となったことによる事業所の一時閉鎖」「国や県の基準に則り、1日の利用者を定員の半分に制限した」などの回答がありました。令和5年に感染症法上の位置付けが変更されたことから、利用量は再び増加傾向となっており、今後も状況に応じた対応を行うとともに、新型コロナウイルスを含む感染症の予防や、有事の際に的確に対応できる支援体制の構築を検討する必要があります。

第3章 障がい者・児をとりまく状況

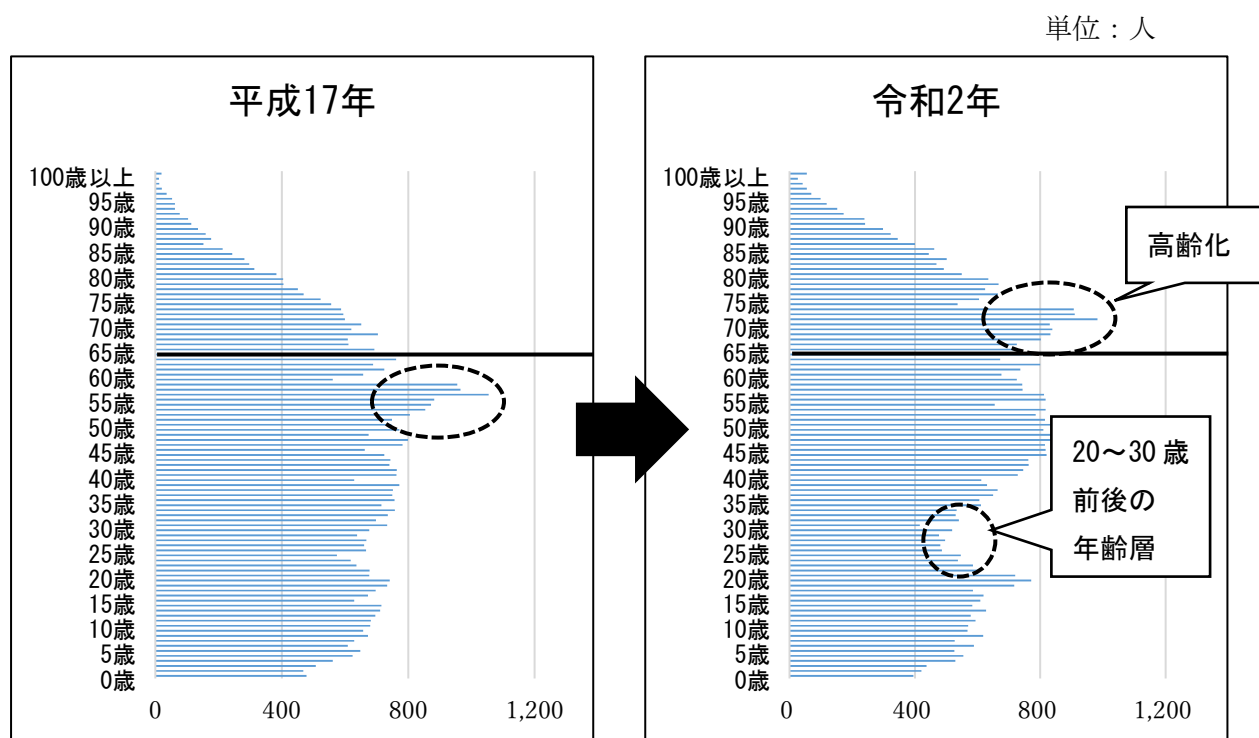
1. 総人口の推移

(1) 人口構成の推移

国勢調査による平成17年と令和2年における小郡市の人口構成の推移についてみると、子どもの人口はやや減少し、60歳以上の高齢者人口は増加しており、15年の間に人口構成が大きく変化していることがわかります。

また、多くが結婚・出産を経験する20～30歳前後の年齢階層についても減少しており、今後の少子高齢化の加速が予測されます。

<人口構成の推移>



資料：平成17年、令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

(2) 年齢3区分別人口構成の推移

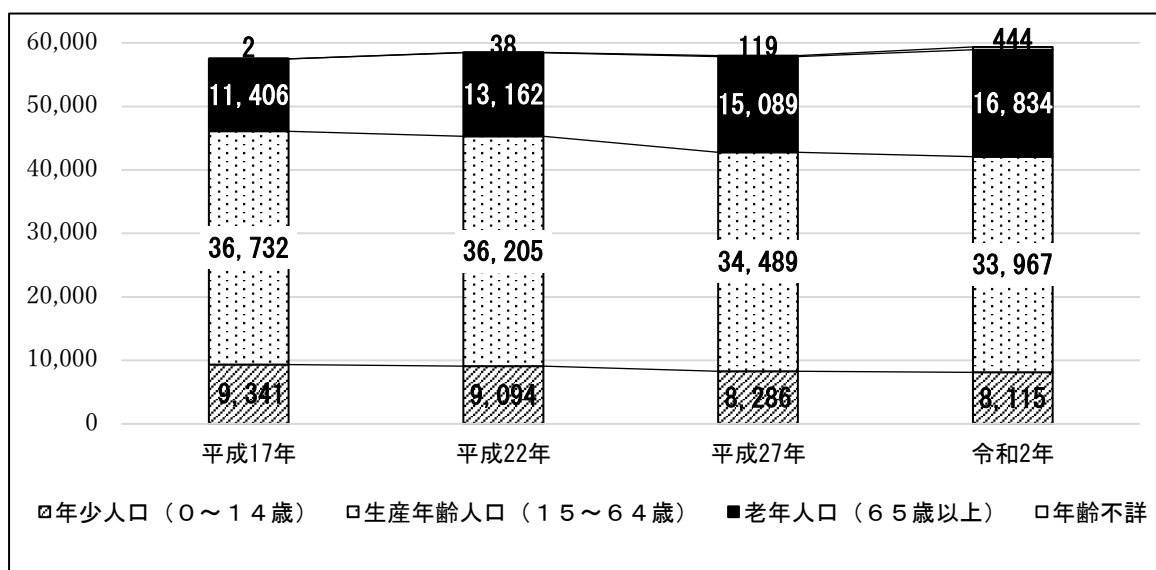
小郡市の総人口は、平成17年の57,481人から令和2年の59,360人と15年間で1,879人増加しています。

また、年齢3区分別人口構成の推移についてみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向にあります。老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、令和2年は平成17年と比べると、構成比において約1.4倍となっています。

<年齢3区分別人口構成の推移>

単位：人

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	57,481	58,499	57,983	59,360
年少人口(0～14歳)	9,341	9,094	8,286	8,115
構成比	16.3%	15.5%	14.3%	13.7%
生産年齢人口(15～64歳)	36,732	36,205	34,489	33,967
構成比	63.9%	61.9%	59.5%	57.2%
老年人口(65歳以上)	11,406	13,162	15,089	16,834
構成比	19.8%	22.5%	26.0%	28.4%
年齢不詳	2	38	119	444



資料：平成17年、22年、27年、令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

2. 障がい者・児の状況

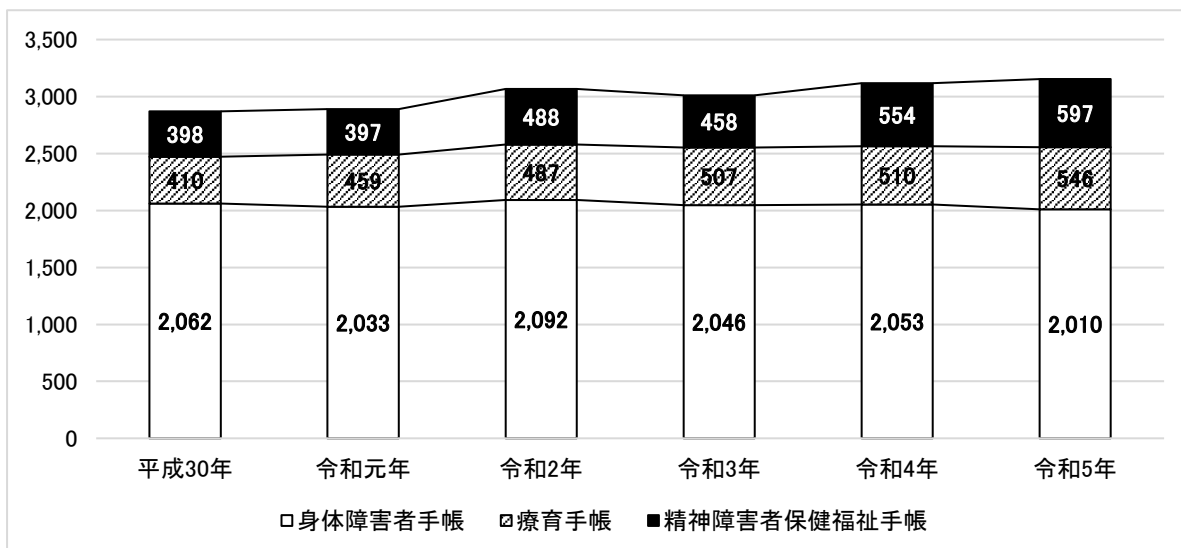
(1) 全体の状況

令和5年4月1日現在の障害者手帳所持者数は3,153人(身体障害者手帳:2,010人、療育手帳:546人、精神障害者保健福祉手帳:597人)となっています。平成30年と比較すると、283人(身体障害者手帳:52人減少、療育手帳:136人増加、精神障害者保健福祉手帳:199人増加)増加しています。

また、手帳所持率(総人口に占める手帳所持者の割合)は、障がい者・児全体で5.29%となっています。

＜障害者手帳所持者数の推移＞

単位：人



		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障がい者手帳所持者	身体障害者手帳所持者数(人)	2,062	2,033	2,092	2,046	2,053	2,010
	総人口に占める割合(%)	3.47%	3.42%	3.51%	3.43%	3.46%	3.37%
	療育手帳所持者数(人)	410	459	487	507	510	546
	総人口に占める割合(%)	0.69%	0.77%	0.82%	0.85%	0.86%	0.92%
	精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)	398	397	488	458	554	597
	総人口に占める割合(%)	0.67%	0.67%	0.82%	0.77%	0.93%	1.00%
計(人)	2,870	2,889	3,067	3,011	3,117	3,153	
総人口に占める割合(%)	4.83%	4.85%	5.15%	5.05%	5.26%	5.29%	
自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数(人)		801	861	928	1,047	1,125	913
総人口に占める割合(%)		1.35%	1.45%	1.56%	1.76%	1.90%	1.53%

各年4月1日現在

※重複障がいの場合、全てに計上しています。

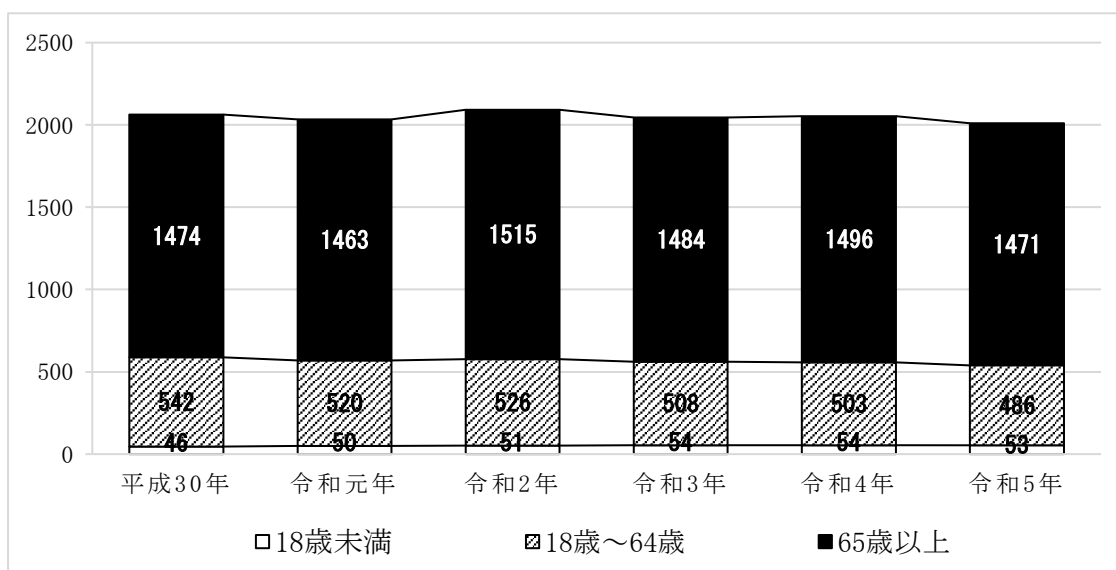
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

令和5年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は53人、「18歳～64歳」は486人、「65歳以上」は1,471人となっています。

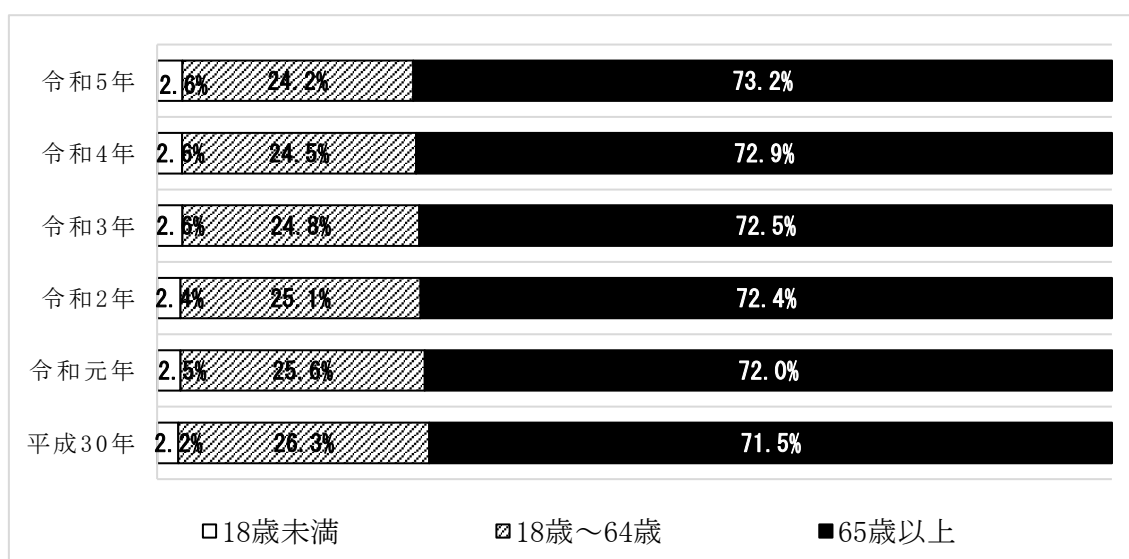
年齢別の推移でみると、「18歳～64歳」は減少傾向、「18歳未満」「65歳以上」は年により増減はあるものの、横ばいの傾向にあります。

<身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移>

単位：人



<身体障害者手帳所持者数（年齢別）構成比の推移>

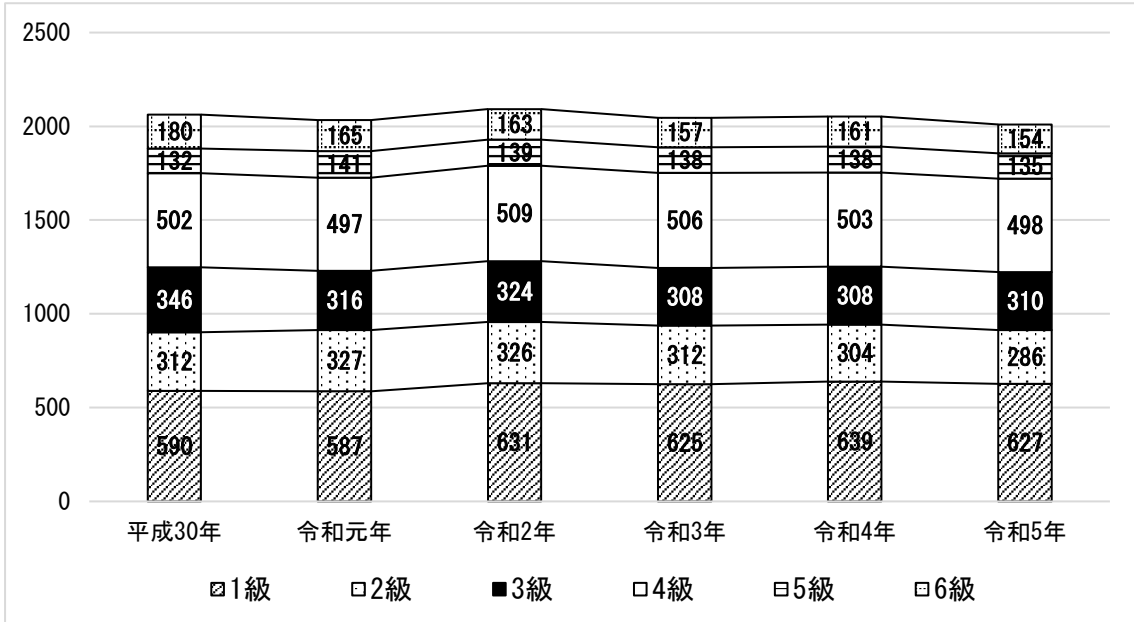


各年4月1日現在

令和5年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、重度（1級、2級）が全体の45%、中度（3級、4級）が全体の40%であり、中重度（1級～4級）で全体の8割以上を占めています。

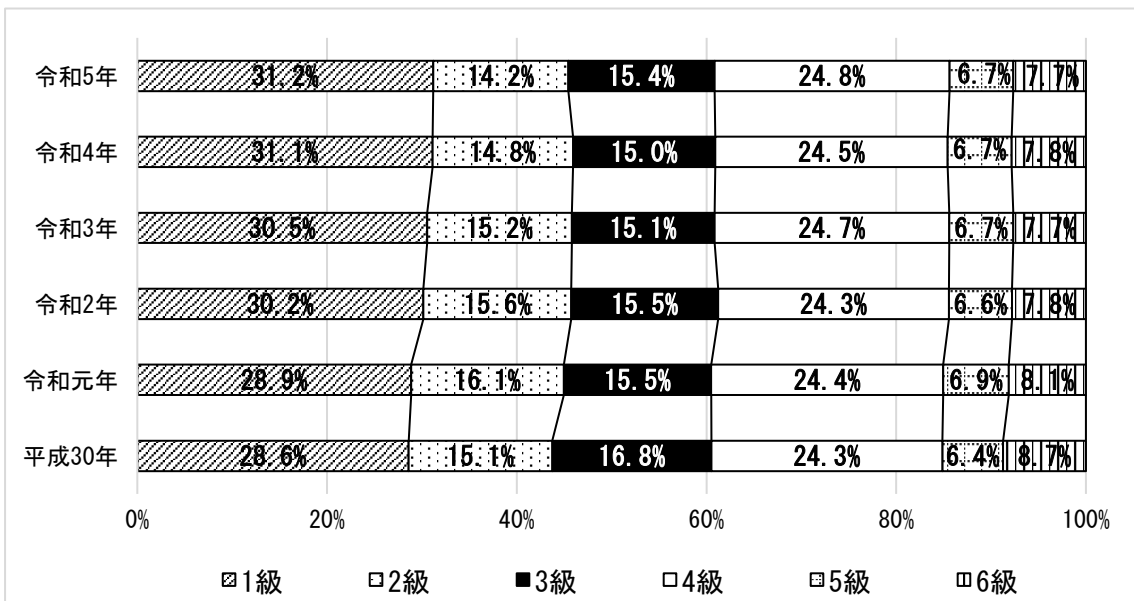
＜身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移＞

単位：人



各年4月1日現在

＜身体障害者手帳所持者数（年齢別）構成比の推移＞

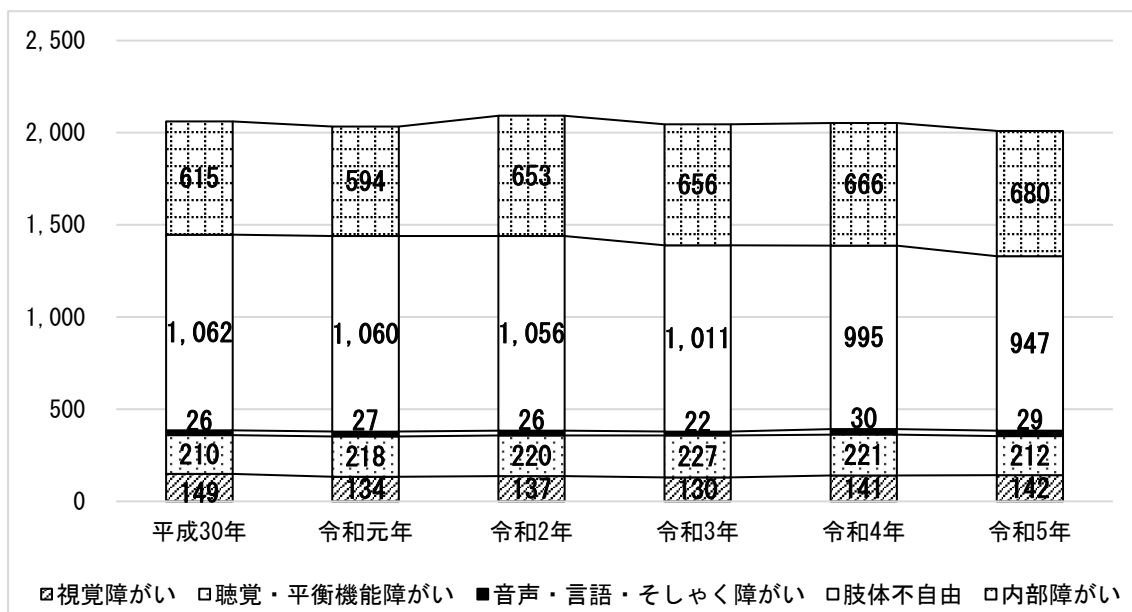


各年4月1日現在

令和5年4月1日現在の、身体障害者手帳所持者数の推移を障がい部位別にみると、「肢体不自由」が947人と最も多く、「内部障がい」が680人、「聴覚・平衡機能障がい」が212人となっています。

＜身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）の推移＞

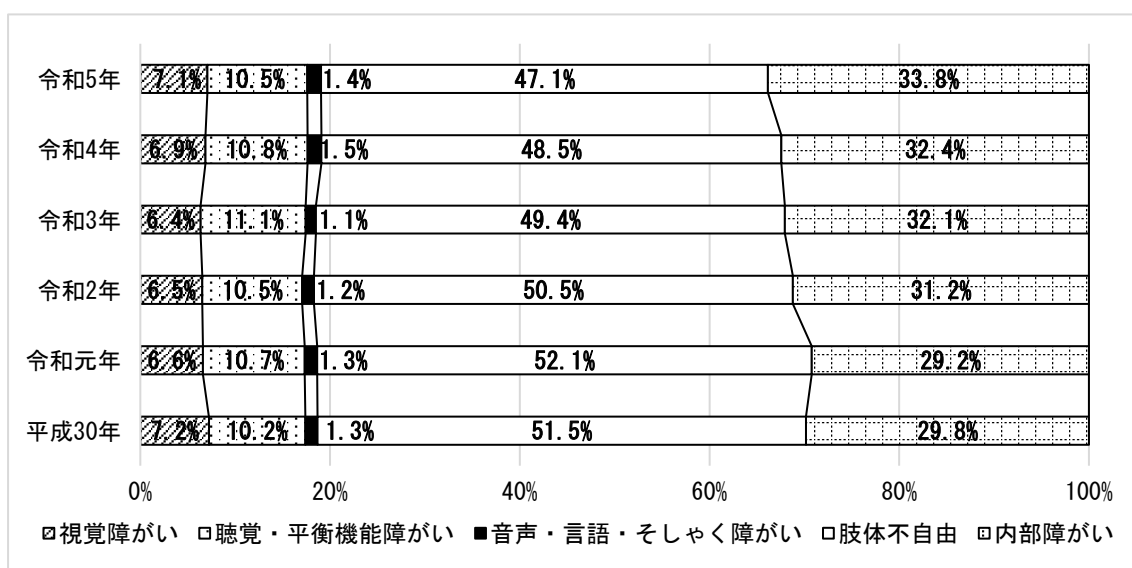
単位：人



各年4月1日現在

※重複して障がいがある場合は、主な障がい部位に計上しています。

＜身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）構成比の推移＞



各年4月1日現在

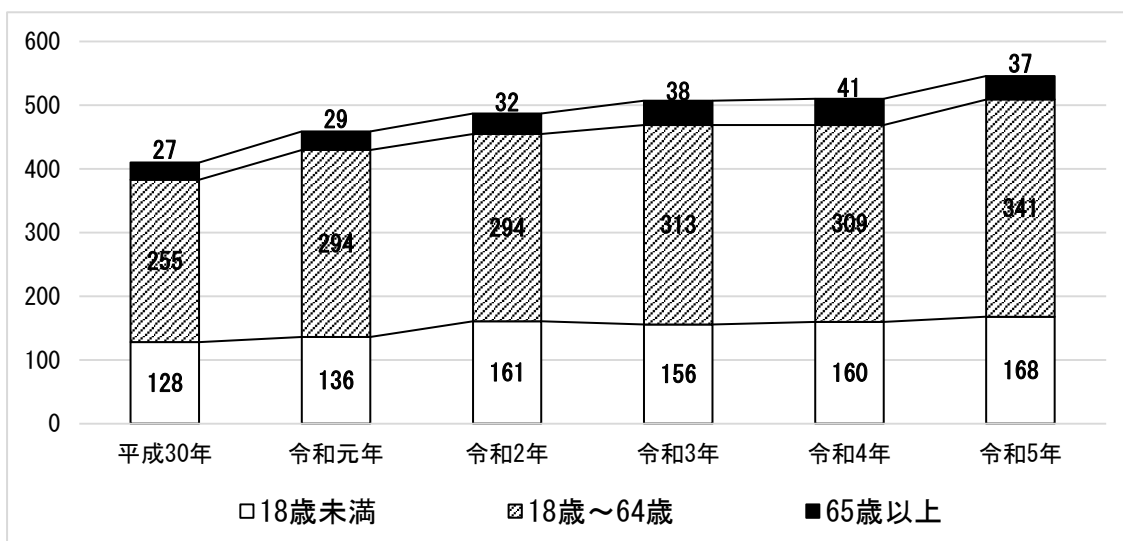
(3) 療育手帳所持者の状況

令和5年4月1日現在の療育手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は168人、「18歳～64歳」は341人、「65歳以上」は37人となっています。

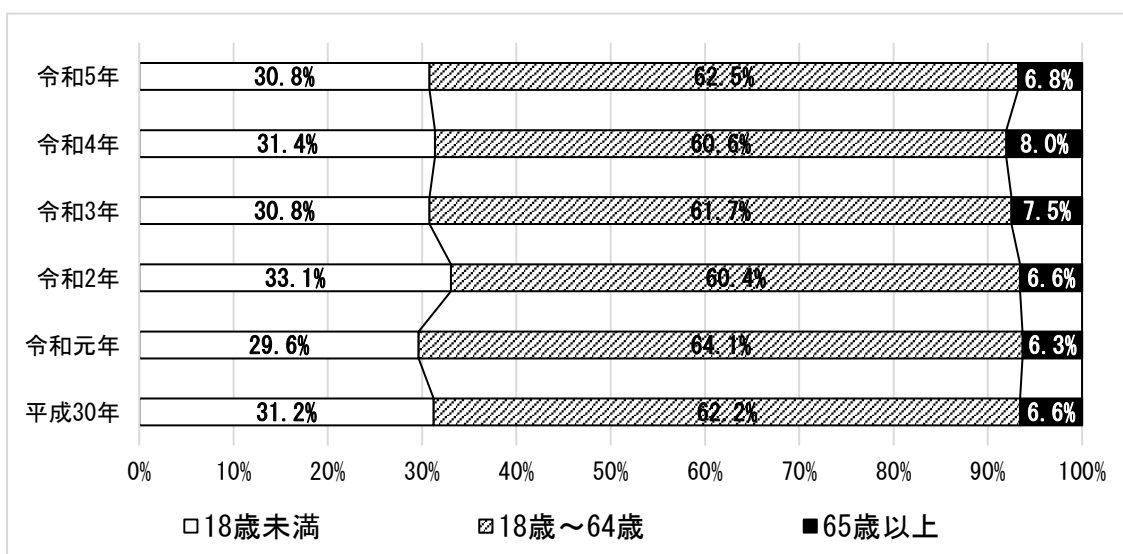
年齢別の推移でみると「18歳未満」が令和2年にいったん増加しましたが、その後は全体として横ばいの傾向にあります。

＜療育手帳所持者数（年齢別）の推移＞

単位：人



＜療育手帳所持者数（年齢別）構成比の推移＞

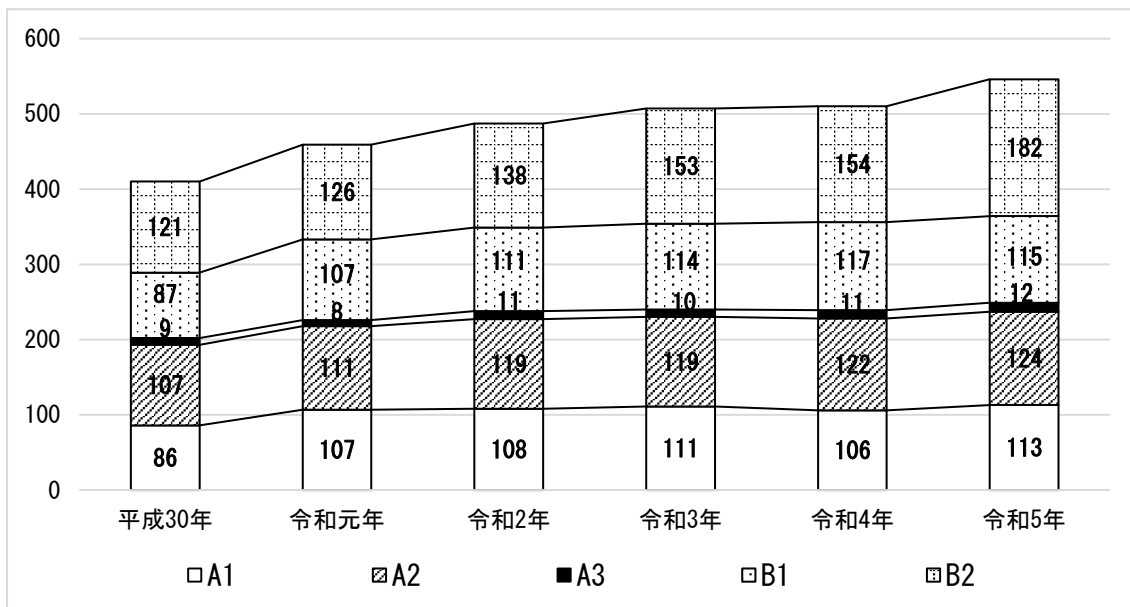


各年4月1日現在

令和5年4月1日現在の療育手帳所持者数の推移を判定別にみると、軽度（B2）が182人と最も多く、重度（A2）が124人と続いています。判定別構成比で見ると、軽度（B2）の割合が年々高くなっています。

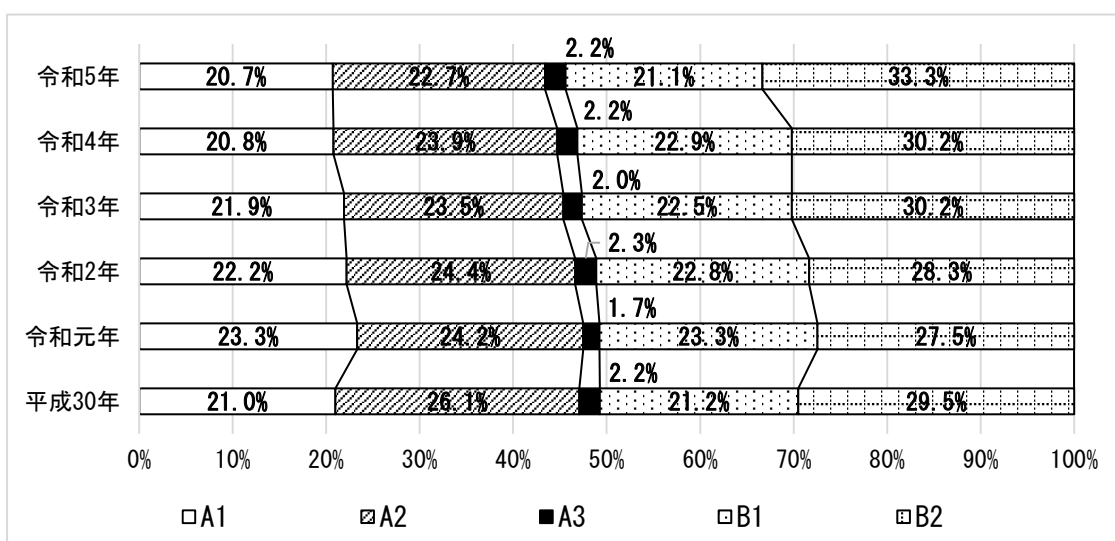
＜療育手帳所持者数（判定別）の推移＞

単位：人



各年4月1日現在

＜療育手帳所持者数（判定別）構成比の推移＞



各年4月1日現在

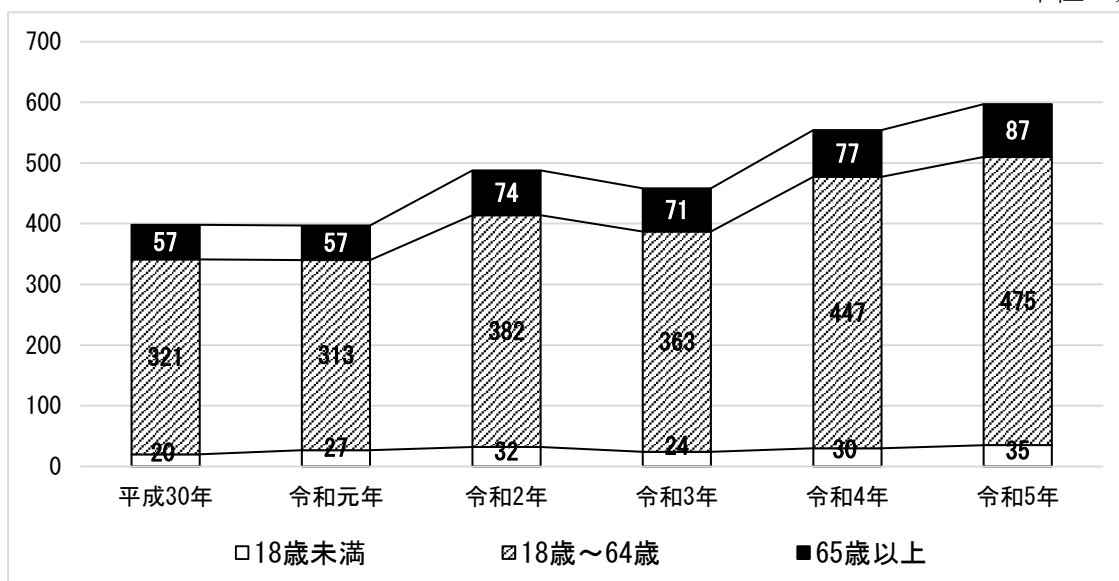
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

令和5年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は35人、「18歳～64歳」は475人、「65歳以上」は87人となっており、増加傾向にあります。

年齢別構成比をみると、「18歳～64歳」が最も多く、おおむね8割前後を占めています。

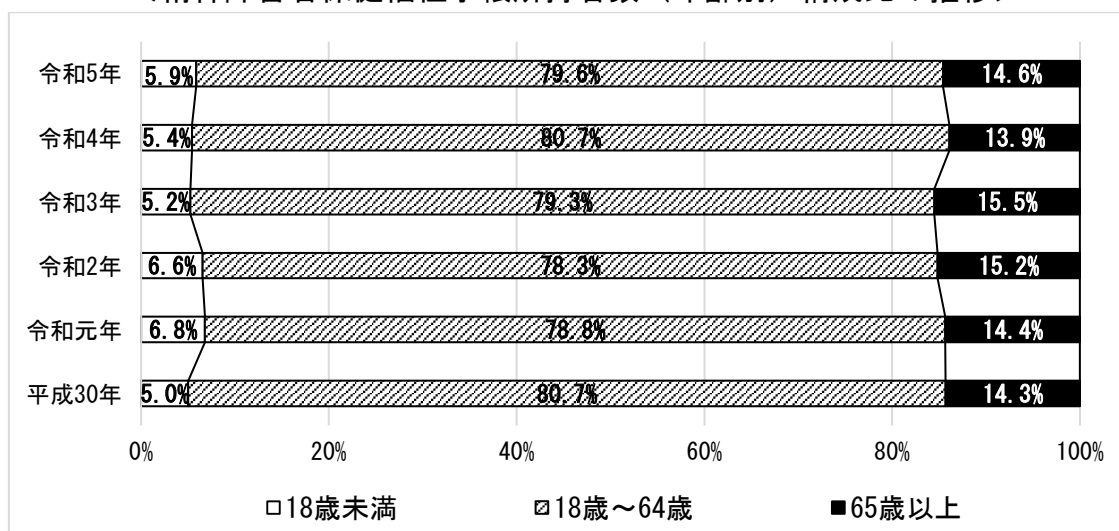
＜精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移＞

単位：人



各年4月1日現在

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）構成比の推移＞



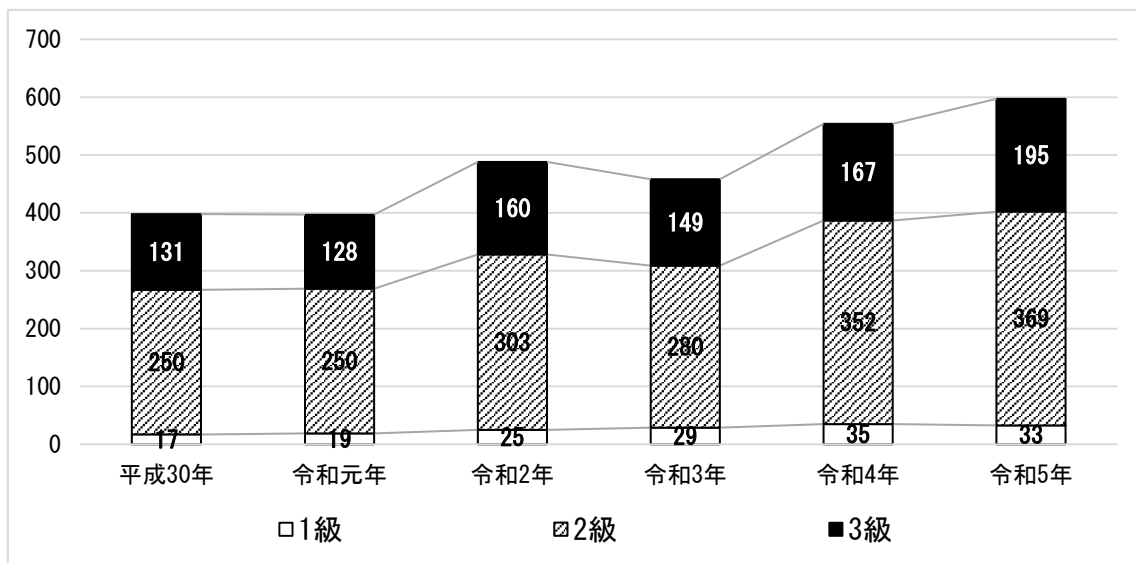
各年4月1日現在

令和5年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級が369人と突出しており、3級が195人と続いています。

平成30年と比較すると、1級は約2倍、2級、3級ともに約1.5倍に増加しています。

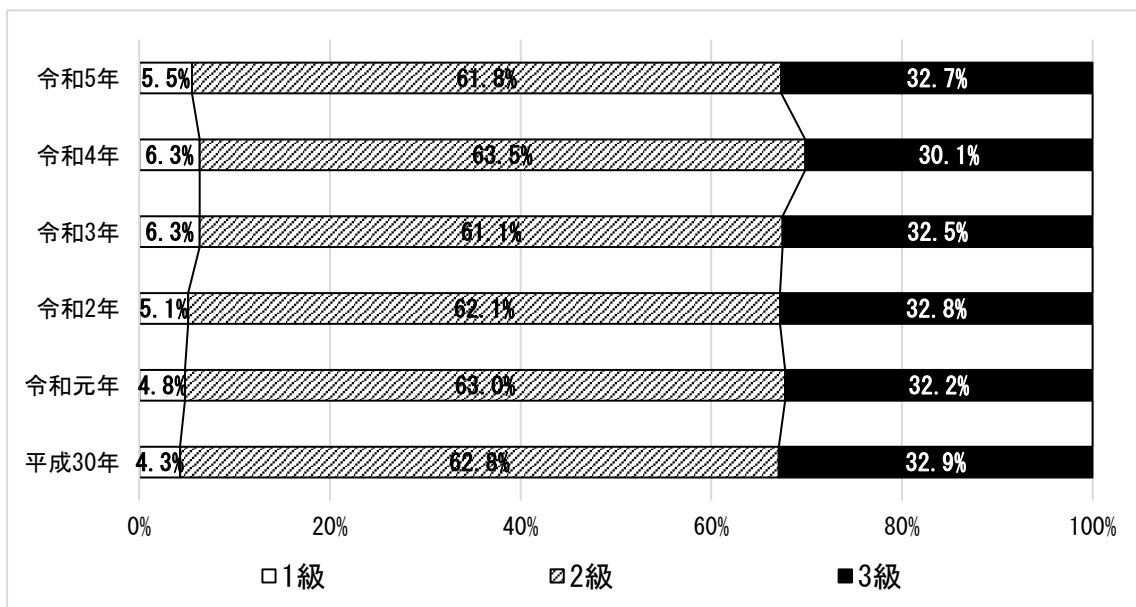
<精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移>

単位：人



各年4月1日現在

<精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）構成比の推移>



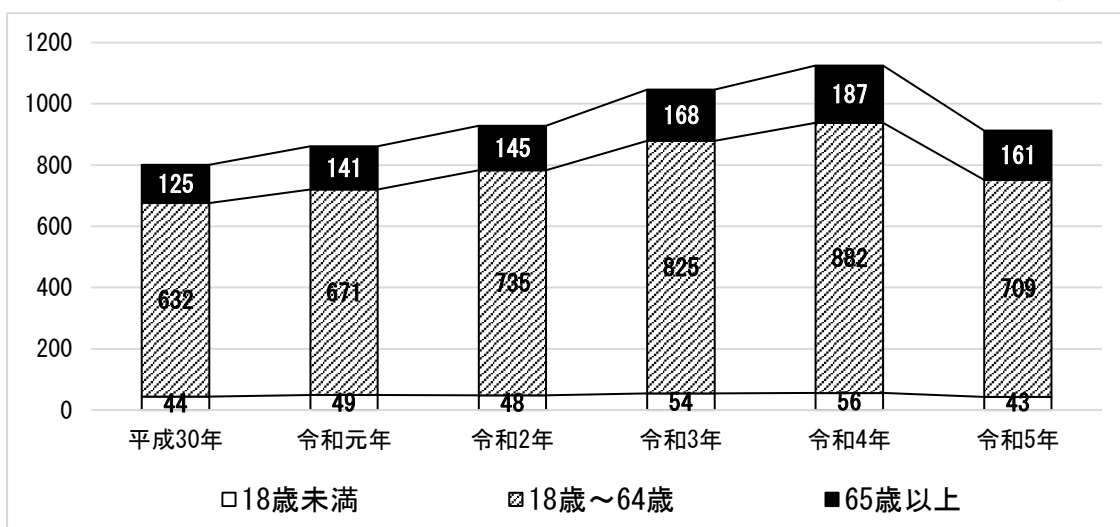
各年4月1日現在

(5) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者の状況

令和5年4月1日現在の自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数は913人で、精神障害者保健福祉手帳所持者数（597人）を大きく上回っています。令和5年は減少していますが、それでも平成30年より1割以上増加しています。

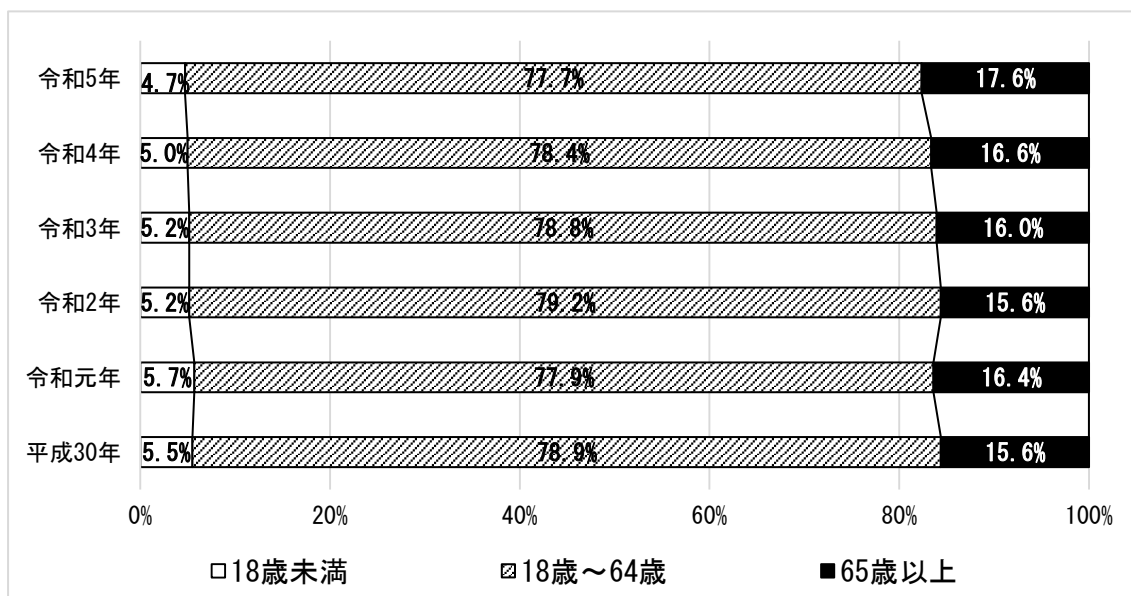
＜自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数（年齢別）の推移＞

単位：人



各年4月1日現在

＜自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数（年齢別）構成比の推移＞



各年4月1日現在

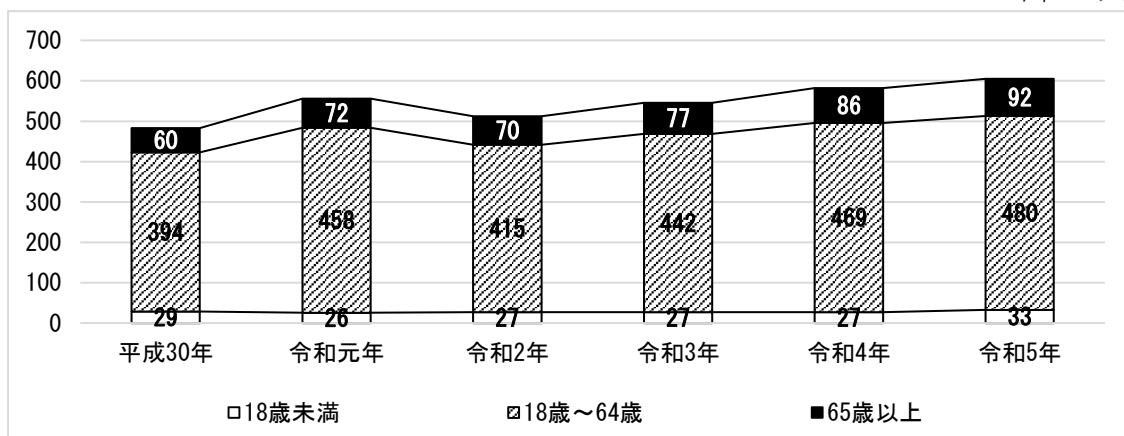
(6) 障がい福祉サービス受給者証所持者の状況

障がい福祉サービス受給者証の発行数は増加傾向にあり、平成30年から令和5年で約2.5割増加しています。

年齢別構成では「18歳～64歳」、「65歳以上」の受給者証所持者数は増加傾向にあります。

＜障がい福祉サービス受給者証所持者数の推移＞

単位：人



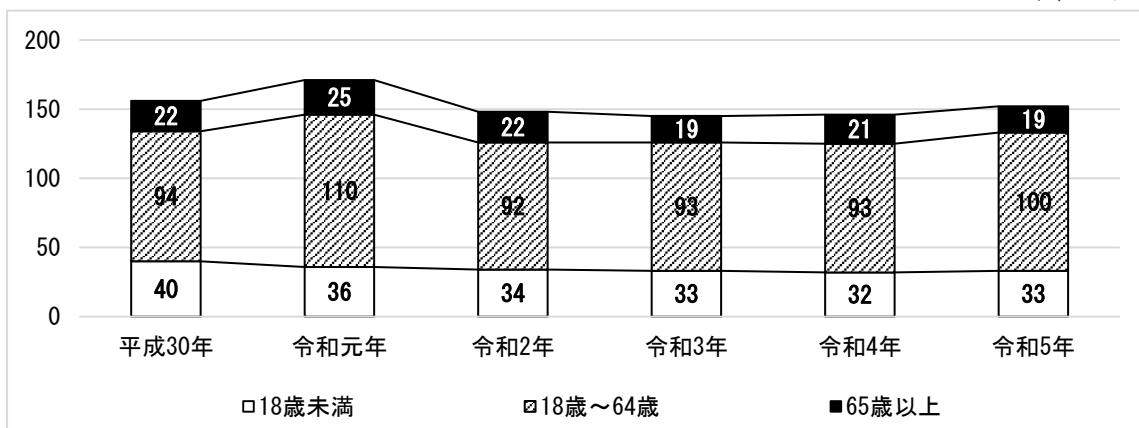
各年4月1日現在

地域生活支援事業受給者証の所持者数は令和元年にいったん増加しましたが、その後は減少し、以降横ばいの傾向にあります。

年齢別構成では、「18歳～64歳」の所持者数に多少の増減がみられますが、全体の発行数と同じく、令和2年以降横ばいの傾向にあります。

＜地域生活支援事業受給者証所持者数の推移＞

単位：人

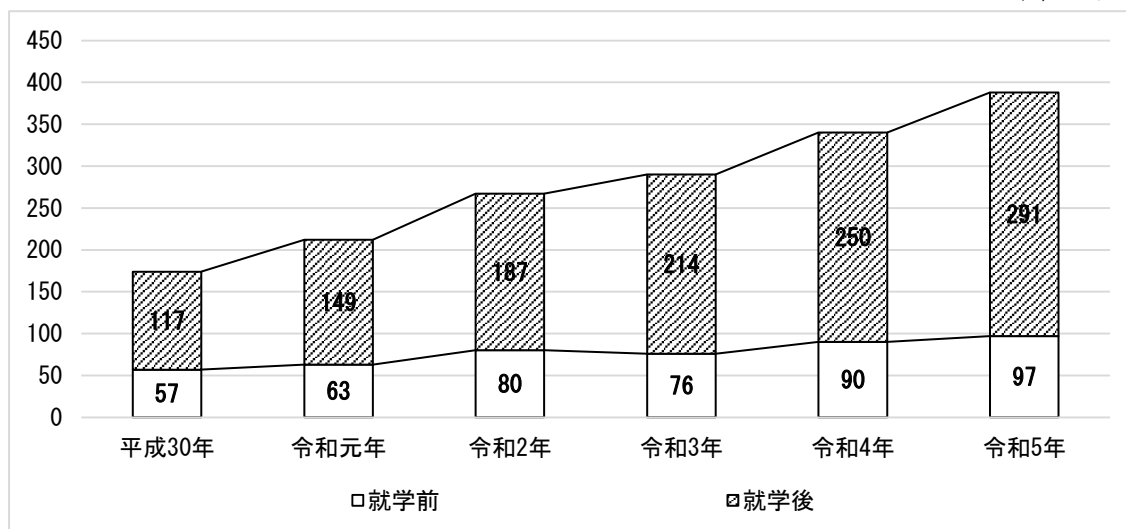


各年4月1日現在

障がい児通所受給者証の所持者数は、増加の一途をたどっています。平成30年から令和5年で約2.2倍となっており、今後も増加が見込まれます。

＜障がい児通所受給者証所持者数の推移＞

単位：人



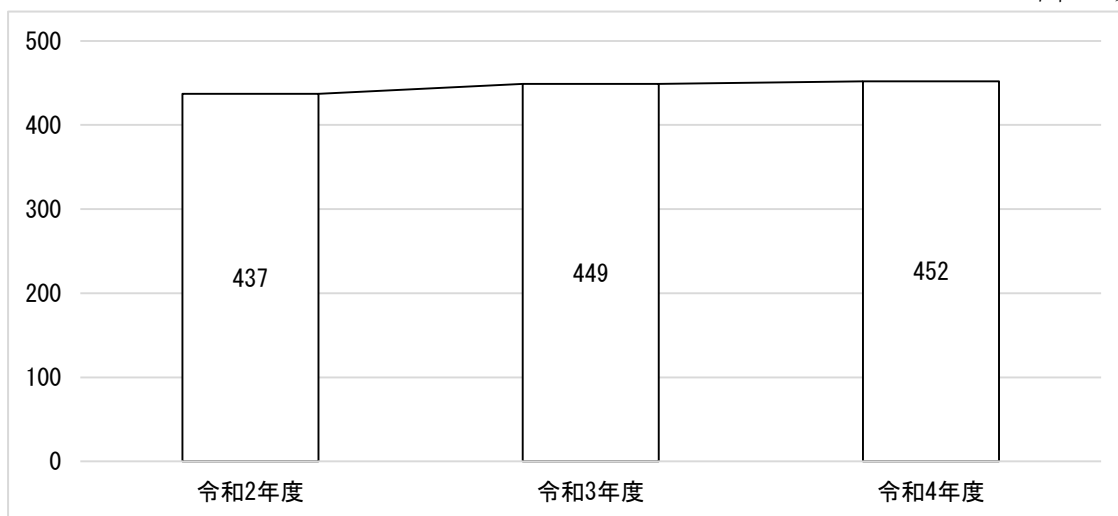
各年4月1日現在

(7) 指定難病受給者証所持者の状況

指定難病受給者証所持者数は、継続して増加の傾向にあります。

＜指定難病受給者証所持者数の推移＞

単位：人



資料：北筑後保健福祉環境事務所 事業概要 各年度3月31日現在

3. 就学等の状況

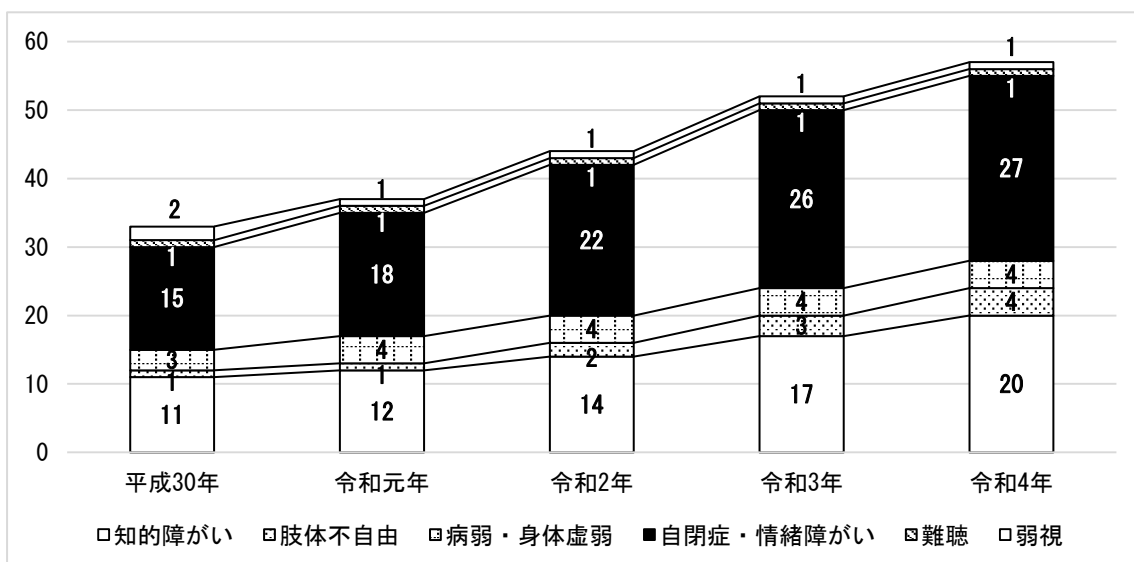
(1) 小学校の特別支援学級の状況

市内の公立小学校8校全てに特別支援学級が設置されています。学級数は年々増加し、特に自閉症・情緒障がいの学級は平成30年から令和4年の間で約1.8倍となっています。

生徒数をみると、平成30年から令和4年の間で、146人から290人となり、約2倍となっています。

＜特別支援学級数の推移＞

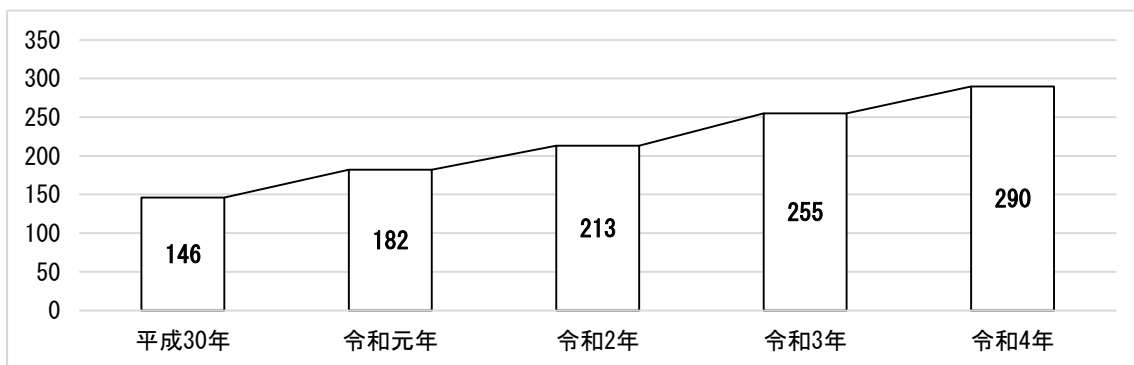
単位：学級



資料：学校基本調査 各年5月1日現在

＜特別支援学級生徒数の推移＞

単位：人



資料：学校基本調査 各年5月1日現在

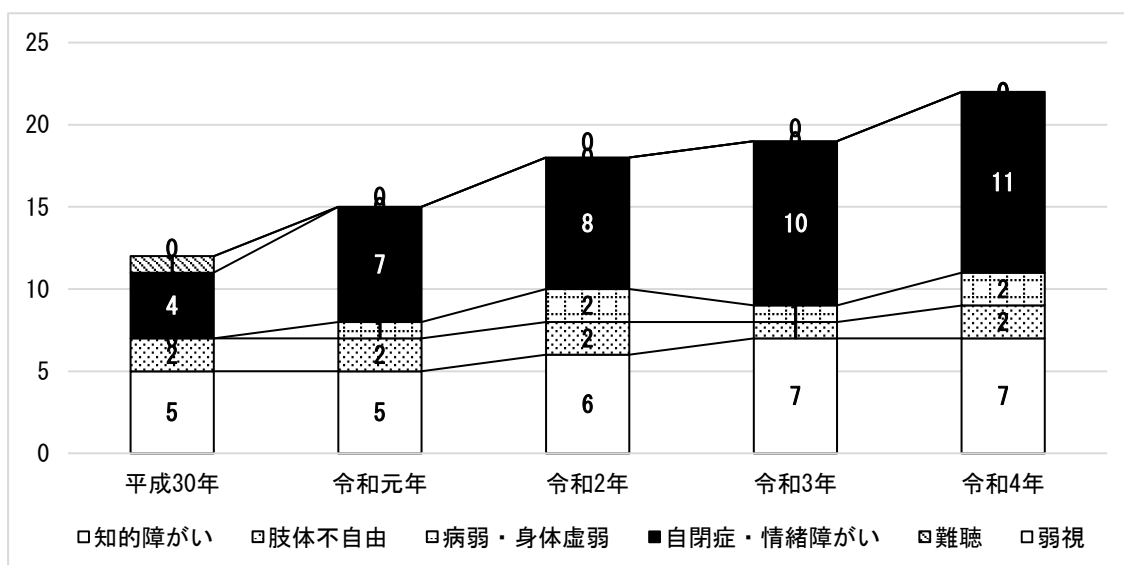
(2) 中学校の特別支援学級の状況

市内の公立中学校5校全てに特別支援学級が設置されています。学級数は年々増加し、特に自閉症・情緒障がいの学級は平成30年から令和4年の間で2.75倍となっています。

生徒数をみると、平成30年から令和4年の間で38人から100人となり、約2.6倍となっています。

<特別支援学級数の推移>

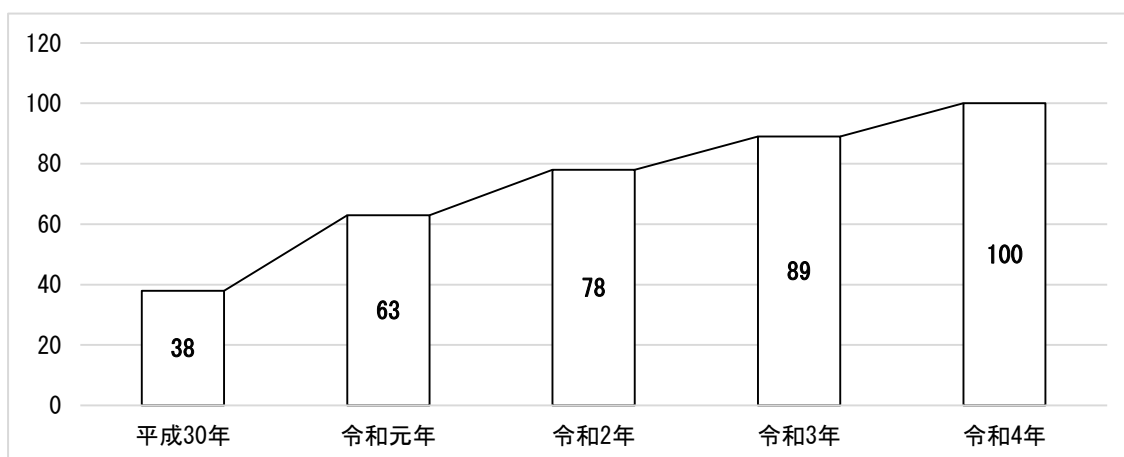
単位：学級



資料：学校基本調査 各年5月1日現在

<特別支援学級生徒数の推移>

単位：人



資料：学校基本調査 各年5月1日現在

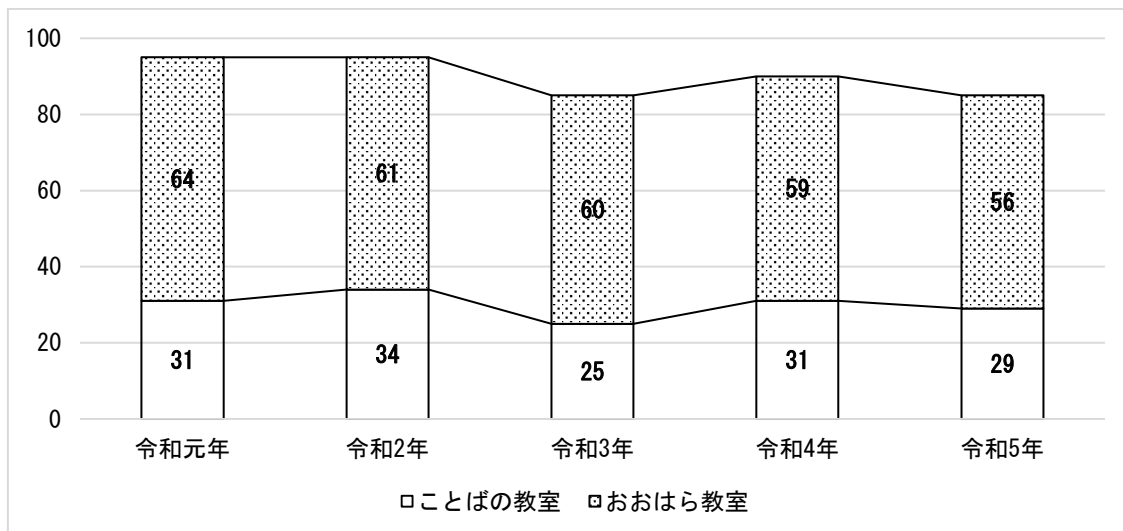
(3) 通級指導教室の状況

小学校の通級指導教室に通う生徒の数は、年度ごとに多少の増減はありますが、概ね横ばいで推移しています。

中学校の通級指導教室に通う生徒の数は年々増加しています。

＜大原小学校通級指導教室（ことばの教室・おおはら教室）通級生徒数の推移＞

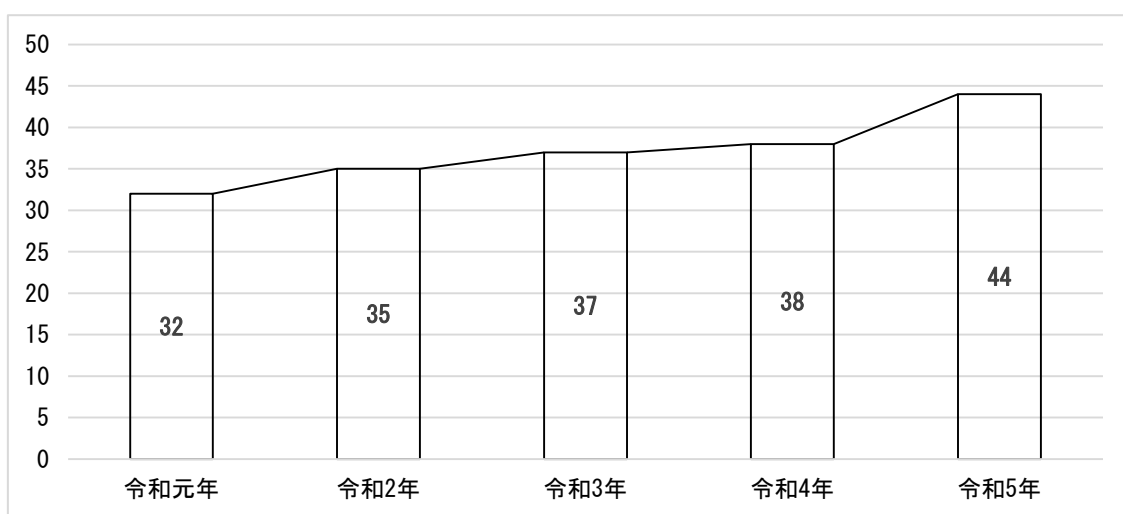
単位：人



小郡市教育委員会 各年5月1日現在

＜大原中学校通級指導教室（大原中教室）通級生徒数の推移＞

単位：人



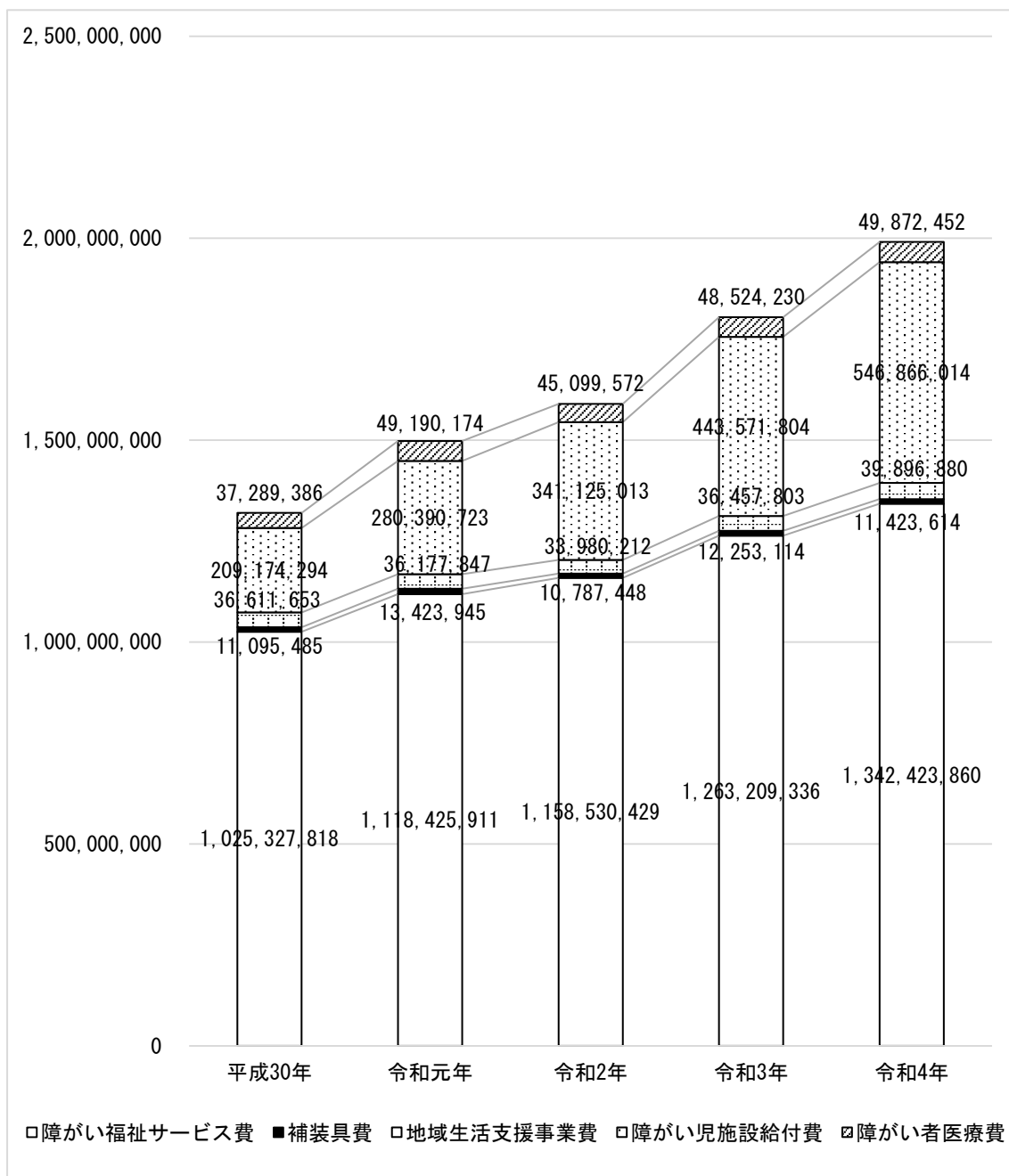
小郡市教育委員会 各年5月1日現在

4. 障がい福祉関係事業費（扶助費）の状況

障がい福祉関係事業費（扶助費）全体は、5年間を通して増加傾向にあります。特に障がい福祉サービス費、障がい児施設給付費は年々増加しており、平成30年から令和4年では、障がい福祉サービスでは約1.3倍、障がい児施設給付費では約2.6倍となっています。

＜障がい福祉関係事業費（扶助費）の現状＞

単位：円



第4章 計画の成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

●国の基本指針

項目	令和8年度末の目標
施設入所者数	令和4年度末の5%以上削減
施設入所から地域への移行者数	令和4年度末施設入所者数の6%以上

●施設入所者数の推移 ※年度末時点のため、後述の年間の実利用人数と異なります

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
90	86	90	96	92

※各年度3月31日現在

●市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の入所者数(A)	92人	令和5年3月31日時点の人数
令和8年度末時点の入所者数(B)	86人	令和9年3月31日時点の目標人数
目標値 施設入所者の削減見込み数(削減率) (A-B)	6人 (6.5%)	第6期計画の実績、国の指針を踏まえ、令和8年度末までの入所者数の削減見込みを6人(6.5%)とします。
目標値 地域生活への移行者数(累計率)	6人 (6.5%)	国の指針を踏まえ、令和8年度末までに地域生活へ移行する見込みを6人(6.5%)とします。

●施策の方針及び具体的な方策

施設入所している方は、在宅での生活が難しい場合が多く、現状では入所を選択せざるを得ない方がほとんどです。地域移行に向けては、重度の障がいの

ある方を受け入れ可能なグループホームや、居宅介護に対応できる専門的な人材が求められます。障がいのある人が安心して生活できるよう、地域の体制づくりをすすめます。

また、基幹相談支援センター及び指定特定相談支援事業所と連携し、本人や家族の意向、本人の心身の状態を踏まえた上で、共同生活援助や在宅への移行を検討するよう働きかけを行っていきます。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●国の基本指針

項目	令和8年度末の目標
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置を進める

●市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回以上/年	小郡市自立支援協議会を中心に、1年に1回以上運用状況を検証及び検討します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	7人以上/回	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	有 1回以上/年	

●施策の方針及び具体的な方策

小郡市では精神障がい者の人数は年々増加しており、引き続き地域包括ケアシステムの構築の推進と、支援体制を強化していく必要があります。精神障がい者の地域生活を支援するために、広報紙や小郡市のホームページ等を通して精神障がいに対する地域住民の理解を深め、差別や偏見なく共生できる包括的な社会構築に努めます。

また、自立支援協議会を通じ関係機関の連携強化に努めます。

3. 地域生活支援の充実

●国の基本指針

項目	令和8年度末の目標
地域生活支援拠点等の整備及び検証、検討	市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制、緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ、運用状況の検討を行う
	強度行動障がい有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

●市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	令和2年度に「面的整備型」の手法を取り整備しました。
コーディネーターの配置人数	1人	コーディネーターを1人配置し、夜間や緊急時に対応可能な体制を整えています。
地域生活支援拠点等の検証、検討	1回以上/年	小郡市自立支援協議会を中心に、1年に1回以上運用状況を検証及び検討します。
支援ニーズの把握、体制整備	1回以上/年	小郡市自立支援協議会を中心に地域と連携しながら、不足しているサービスの把握、確保に向けての体制整備を行っていきます。

●施策の方針及び具体的な方策

地域生活支援拠点等整備事業は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくものです。居住支援のための5つの機能として、以下のものがあります。

- ①相談
- ②体験の機会・場
- ③緊急時の受入れ・対応
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

自立支援協議会の取り組みの中で作り上げてきた事業者間のネットワークを活かし、地域における複数の機関で分担する「面的整備型」によってそれぞれの機能の充実を図ります。安心した障がい福祉サービスの提供が行えるよう、不足しているサービスの把握とその確保に努めます。また、自立支援協議会と連携し、安全・安心のサービス提供ができるよう、専門性の確保を推進し、地域の個々の社会資源が面的役割を果たすことで障がい者・児が安心して生活できる体制づくりを進めます。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

●国の基本指針

項目	令和8年度末の目標
福祉施設から一般就労への移行者数	令和3年度実績の1.28倍以上
就労定着支援事業の利用者数	令和3年度末実績の1.41倍以上

●市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	11人	令和3年度の一般就労移行者数
就労移行支援を通じた一般就労移行者数	11人	
就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	0人	
就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	0人	
目標値 令和8年度の一般就労移行者数	15人 (1.28倍)	第6期の実績及び国の指針を踏まえ、令和8年度の一般就労移行者数を15人(1.28倍)とします。
就労移行支援を通じた一般就労移行者数	13人	
就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	1人	
就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	1人	
就労定着支援の利用者数	12人	令和3年度の実績(8人)及び国の指針を踏まえ、令和8年度の就労定着支援の利用者数を12人(1.5倍)とします。

●施策の方針及び具体的な方策

一般就労へのステップとして、就労移行支援、就労継続支援事業所の役割は大きなものとなっていますが就労移行支援については市内の事業所がなくなっています。就労を目指したい人が必要なサービスを利用できるよう、支援体制の確保が必要です。

また、障がい者の一般就労については企業の理解が重要であり、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターの啓発事業に協力して支援していきます。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

●国の基本指針

項目	令和8年度末の目標
児童発達支援センターの設置	各市町村または圏域に1か所以上
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等	各市町村または圏域に1か所以上
障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築	

●市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	2箇所	既に児童発達支援センターが2箇所設置されています。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等	2箇所	既に目標達成できています。
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を深めるための協議の場	2箇所	自立支援協議会において「全体会」と「児童ワーキングチーム」及び「学校教育連絡会」を設けており、継続して連携し、体制を強化していきます。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	医療的なケアを必要とする障がい者（児）と関係機関の連絡調整や、相談に対応するコーディネーターを令和8年度までに1人設置します。

●施策の方針及び具体的な方策

障がい児支援については、特に放課後等デイサービスの利用は年々増加傾向にあります。関係機関からも「支援者の人材育成・確保が必要」「障害児通所サービスだけによらない、地域での受け入れを充実させる必要がある」との意見が出ており、引き続き障がい児への支援を充実させるための体制づくりと地域づくりが必要です。

関係機関とも連携し、様々な障がいのある児童の切れ目のない支援とするため、保育・教育・保健・医療の提供体制の連携を図ります。

市内事業所においては、既に児童発達支援センター2か所を設置しています。また、保育所等訪問支援を利用できる事業所も市内2か所にあり、今後も体制の強化に努めます。

6. 相談支援体制の充実・強化等

●国の基本指針

令和8年度末の目標
各市町村において、基幹相談支援センターを設置する
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 【新規】

●市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制強化	基幹相談支援センターの設置	1箇所	既に設置しており、目標達成できています。
	地域の相談支援事業所に対する専門的な指導、助言件数	30件	随時、地域の相談支援事業所からの相談や会議への参加などを行っています。引き続き体制を維持します。
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	12件	すでに月1回の地域の相談支援事業所との会議を開催。事例検討会や個別相談を引き続き行います。
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	現在相談支援事業所以外との会議は4か月に1回行っています。引き続き会議を継続し、連携強化を図っていきます。
	個別事情の支援内容の検証の実施回数	10回	基幹相談支援センターが個別にケース会議や会議同行や助言を行っています。
	主任相談支援専門員の配置数	1名	基幹相談に1名配置済み。

項目		数値	考え方
の 開 発 ・ 改 善 協 議 会 に お け る 個 別 事 例 の 検 討 を 通 じ た 地 域 の サ ー ビ ス 基 盤	相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	4回	現在、月1回の相談支援専門員の会議において年4回全体で行っています。
	相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数	90 機関	市内事業所がすべて自立支援協議会に参画しています。新規事業所についても参画を促していきます。
	専門部会の設置数	4	地域課題によって期間限定の部会の設置などを検討していきます。
	専門部会の実施回数	24回	各専門部会は4か月に1回。相談部会は年12回の開催。各専門部会の在り方については主たる委員で随時検討し地域実情に応じて協議を行っていきます。

●施策の方針及び具体的な方策

引き続き小郡市自立支援協議会及び基幹相談支援センターと連携し、困難事例についての検討や、研修等を通じて、地域のサービス基盤の改善を図っていくよう努めます。

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る

体制の構築

●国の基本指針

令和8年度末の目標
各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する

●市の成果目標値と考え方

項目	考え方
サービスの質向上のための体制構築	小郡市自立支援協議会において、サービス質向上のための体制構築ができており、既に目標を達成しています。

●施策の方針及び具体的な方策

引き続き小郡市自立支援協議会と連携し、定期的に研修等を行うことで市全体のサービスの質の向上を図るとともに、安全・安心のサービス提供ができるよう、専門性の確保を推進します。

第5章 障がい福祉サービス等の実績と見込み（活動指標）

「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」における障がい福祉サービス等の目標量について、利用実績と本市で必要とされるサービス量を見込み、サービス提供体制が確保できるよう努めます。

1. 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

名 称	内 容
居宅介護	自宅での食事、入浴、排せつ等の身体介護や、買い物、調理等の家事援助、通院介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり、常時介護を必要とする人に、食事、入浴、排せつ等の介護及び外出時における移動介護などを総合的に行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動に著しい困難がある人が外出する際に、危険を回避するために必要な支援や、移動の介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）、移動の援護その他外出に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	知的障がい又は精神障がいにより、行動に著しい困難がある人、常時介護を必要とする四肢麻痺又は寝たきり状態で意思疎通が難しい人に、訪問系サービス、自立生活援助等を包括的に提供します。

●現状と課題

地域移行の推進に伴い、訪問系サービスの利用量は年々増加しており、今後も利用者・利用時間の増加が見込まれます。しかし、事業所アンケートにおいても、「職員の確保が難しい」「職員の資質向上を図ることが難しい」などの回答も多い中、市内のサービス提供事業所は減少傾向にあり、地域におけるサービス提供体制は十分とは言えません。

●実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績 見込
訪問系サービス	時間	2,085	2,174	2,277	2,561	2,496	3,848
	人	87	99	90	109	93	124

※月当たりの平均値

●見込み量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	2,400	2,600	2,800
	人	120	130	140
重度訪問介護	時間	1,623	1,813	2,003
	人	6	7	8
行動援護	時間	130	156	182
	人	5	6	7
同行援護	時間	75	82	90
	人	5	5	6
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

※月当たりの平均値（個々のサービスとしての指標は初）

●施策の方針及び具体的な方策

地域におけるサービス提供体制は十分とは言えない中、今後の地域移行の推進に伴いサービス量の増加が見込まれることや、新たなサービス利用者が出てくることを想定しながら、必要とされるサービス量を見込み、相談支援事業所やサービス事業者との連携を図りながら、サービス提供体制の充足に努めます。

また、介護保険優先の原則に則り、介護保険制度によりニーズに沿ったサービスを受けられる方に対して、関係部署と連携し、制度切り替え時の円滑な移行をご案内することで、必要な支援が途切れないようにします。

(2) 日中活動系サービスおよび短期入所

名 称	内 容
生活介護	日中における食事、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションや、生活等に関する相談、助言等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活を営むため、食事、入浴、排せつ等に関する訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。
就労移行支援	就職を目指す人に対し、事業所における作業や、企業における実習、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
就労継続支援 (A型)	雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、知識、能力向上のため必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。(雇用契約は結びません。)
就労選択支援【新設】	就労能力や適性を客観的に評価するとともに本人の強みや課題を明らかにし、就労に当たって必要な支援や配慮を整理し、事業者等との連絡調整を行い、本人の就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労定着支援	一般就労に移行した人の就労の継続を図るため、企業、自宅等への訪問により、日常生活や社会生活を営む上での課題解決に向けて、連絡調整や指導、助言等の必要な支援を行います。
療養介護	長期入院による医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合に、夜間も含め短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。医療型はサービスと併せて治療を行います。

●現状と課題

就労継続支援 (B型) は増加傾向にありますが、その他のサービスは横ばいか減少傾向にあります。

就労移行支援については2年の利用期間が定められているため、利用者数が増加せず、市内の事業所がなくなっています。事業所アンケートにおいても、現在不足しているサービスとして就労移行支援の回答が多い状況となっており、関係団体ヒアリングにおいても、事業所が一か所もないことや、利用期間に限りがあることへの不安の声が聞かれました。就労を目指したい人が必要なサービスを利用できるよう、支援体制の確保が必要です。

●実績

項目	市内 事業 所数	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績
生活介護	8	日	2,661	2,705	2,714	2,654	2,769	2,599
		人	132	133	135	133	137	132
自立訓練 (機能訓練)	0	日	45	36	45	51	45	78
		人	4	2	4	3	4	4
自立訓練 (生活訓練)	1	日	178	41	178	30	178	27
		人	11	3	11	2	11	2
就労移行支援	0	日	482	271	499	274	515	332
		人	29	18	30	19	31	22
就労継続支援 (A型)	5	日	1,370	1,568	1,411	1,435	1,453	1,467
		人	67	79	69	74	70	75
就労継続支援 (B型)	9	日	2,526	2,539	2,879	2,757	3,282	3,059
		人	137	141	157	156	179	175
療養介護	0	人	12	11	12	12	12	11
短期入所 (福祉型)	5	日	116	67	116	66	116	94
		人	16	11	16	11	16	14
短期入所 (医療型)	0	日	20	5	20	3	20	3
		人	7	2	7	1	7	2
就労定着支援	1	人	3	8	5	12	7	15

※月当たりの平均値

●見込み量

項目	市内事業所数	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	9	日	2,660	2,680	2,700
		人	133	134	135
うち重度障がい者	4	日	60	80	100
		人	3	4	5
自立訓練 (機能訓練)	0	日	78	88	98
		人	4	4	5
自立訓練 (生活訓練)	1	日	30	30	30
		人	2	2	2
就労移行支援	1	日	345	360	390
		人	23	24	26
就労継続支援 (A型)	7	日	1,505	1,521	1,541
		人	76	78	79
就労継続支援 (B型)	9	日	3,420	3,690	3,960
		人	190	205	220
就労選択支援 【新設】	1	日	0	0	10
		人	0	0	1
療養介護	0	人	11	12	12
短期入所 (福祉型)	6	日	94	98	105
		人	14	14	15
短期入所 (医療型)	1	日	3	4	5
		人	2	2	2
就労定着支援	1	人	18	21	24

※月当たりの平均値

●施策の方針及び具体的な方策

窓口での相談時などにおいて、広く情報がいきわたるように努め、サービスを必要とする全ての人に提供できるよう支援体制の確保に努めます。

また、就労移行支援事業所の設置に向けて取り組むとともに、就労選択支援も新設されていますので、就労系サービスの情報提供と啓発活動を行い、サービス利用者の一般就労へつながるよう努めます。併せて市内の就労系サービス事業所と連携を深めながら定着支援を進めていきます。

市内の各事業所に対する国や県の補助金や研修等の周知を行い、サービス提供体制の充実を図ることで、必要な見込み量の確保を図ります。

(3) 居住系サービス

名 称	内 容
自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した人に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活における課題等の確認を行い、必要な助言や、医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日において相談や日常生活上の援助を行います。また、日中サービス支援型は、24時間の支援体制を確保し、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日における食事、入浴、排せつ等の介護を行います。

●現状と課題

自立生活援助は現在まで利用がありませんが、今後支援が必要な方の利用につなげていく必要があります。共同生活援助については、地域生活への移行を進める方針とともに増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。

事業所アンケートでも不足しているサービスとして共同生活援助の回答も多い中、行動障がいに対応できる事業所も不足しており、支援を必要とする方の利用につながらない現状があります。

潜在的なものも含め、利用者の希望に沿った支援ができるよう、今後、サービス提供量だけでなく、質の向上・人材の確保が求められています。

●実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
自立生活援助	人	3	0	3	0	3	0
共同生活援助	人	53	73	59	90	65	104
施設入所支援	人	85	98	84	97	83	98

※年当たりの実利用人数

●見込み量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助	人	120	136	152
うち重度障がい者	人	3	4	5
施設入所支援	人	93	89	86

※年当たりの実利用人数

●施策の方針及び具体的な方策

相談支援事業所と連携しながら、地域生活への移行の推進に努め、施設入所から地域生活へ移行する場合、どのような支援があるのかについて情報提供を行います。また、共同生活援助（グループホーム）の空き状況を適宜把握しながら充足に努めるとともに、研修等を通じ、専門的な人材の確保に取り組みます。

（４）相談支援

名称	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用する人の相談や、利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援を行います。
地域移行支援	福祉施設に入所している人や精神科に入院している人が、地域生活に移行する際に必要な住宅確保やサービス利用など、地域で暮らしていくための相談や支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人に対し、夜間も含め常時の連絡体制を確保し、緊急時における相談その他必要な支援を行います。

●現状と課題

利用者は今後も増加が見込まれる一方、相談支援専門員は不足しています。

関係機関からの「相談員一人当たりの担当件数や業務量が膨大で、利用者を待たせている状態にある」「抱えすぎて丁寧な関わりがおろそかになりがち」との意見や、関係団体ヒアリングにおいても「相談員が忙しいため、相談してもなかなか返事がこない」「基幹相談支援センターと相談支援事業所との明確な役割分担が必要」との利用者の声があり、相談支援専門員の確保が喫緊の課題となっています。

●実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
計画相談支援	人	480	523	504	545	516	577
地域相談支援 (地域移行支援)	人	1	0	1	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人	1	0	1	0	1	2

※年当たりの実利用人数

●見込み量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	609	641	673
地域相談支援 (地域移行支援)	人	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人	2	2	2

※年当たりの実利用人数

●施策の方針及び具体的な方策

障がい種別に関わらず、本人の状況に応じたサービスが利用できるよう、地域の相談支援の質の向上に取り組みます。また、基幹相談支援センターが、地域の計画相談支援事業所に対する必要な情報の提供や助言といった役割を果たせるよう、相談支援体制づくりを進めるとともに、相談支援を通じて適切なサービス利用ができるよう、事業所・医療機関のネットワークを強化します。

引き続き指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の増員等、事業所や人材の確保ができるように関係機関への働きかけを行っていくとともに、国・県からの情報を積極的に周知していきます。

自立支援協議会と連携し、ネットワーク会議や部会活動を充実させながら、事業所間の連携を強化していきます。

（５）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

●現状と課題

小郡市では精神障がい者の人数は年々増加しており、地域の一員として暮らしていけるためにも地域包括ケアシステムの構築を推進し、支援体制を強化していく必要があります。

●実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 見込
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1	0	1	0	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1	0	1	0	1	2

※年当たりの実利用人数

●見込み

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	2	2	2
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	55	58	60
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1	1	1

※年当たりの実利用人数

●**施策の方針及び具体的な方策**

精神障がい者の地域生活を支援するために、差別や偏見なく共生できる包括的な社会構築に努めます。

また、広報紙・ホームページ等を利用した精神障がい者への理解啓発と自立支援協議会を通じた関係機関の連携強化に努めます。

2. 地域生活支援事業

(1) **理解促進研修・啓発事業**

●**現状と課題**

関係団体ヒアリングにおいて「積極的に啓発を行ってほしい。障がいをテーマにしたイベントなどを実施してほしい」との意見がでています。

また、障がい児の保護者からの意見として、「多様な障害の種類や特性の違いの理解啓発に取り組んでもらいたい」「心の教育に力を入れてほしい」「障がいがあるといってもみんな同じ障がいではないし、必要な支援も一人ひとり違うので、まずは障がいについて知ってほしい」との声もあります。

多様な障がいの種類や特性の違いについてさらに市民の理解が深まるよう、啓発や交流ができる機会づくりに努めます。

●**実績**

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
見込	実績	見込	実績	見込	実績
有	無	有	無	有	有

●**見込み**

令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有

●**施策の方針及び具体的な方策**

講演会や障がい特性の理解につながる情報発信を行い、少しでも多くの人への障がい者・児への理解が深まるよう努めます。

また、イベントや地域の行事等を通じて、地域住民と障がい者・児との交流活動ができるよう理解促進を進めます。

(2) 自発的活動支援事業

●現状と課題

小郡市では、学校の長期休暇期間に、ボランティアの育成を目的とした「障がい児スクール」を実施しています。障がい児との交流を通じたボランティア育成はもちろん、ボランティアを経験した学生が、障がい福祉分野へ就職するなど、福祉人材の確保、育成にもつながっています。

●実績

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
見込	実績	見込	実績	見込	実績
有	有	有	有	有	有

●見込み

令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有

●施策の方針及び具体的な方策

障がい者・児が身近な地域で安心して活動できるよう、地域の団体等が自発的に行う活動について引き続き支援をしていきます。

また、今後も「障がい児スクール」でボランティアを募り、障がい児との交流や理解促進の場の提供を行うことで、ボランティア活動を支援していきます。

(3) 相談支援事業

●現状と課題

関係団体ヒアリングにおいて次のような不安の声が多数ありました。

「重度障がい者が安心して過ごせる場所がない」「各移行期における計画相談員と学校等の情報提供や共有が不足している」「市は乳幼児健診等で気になる子を早期発見というが、その後のフォローが整っていない」「健診後に同じ月齢の発達気になる子どもをもつ親と交流できる場が欲しい」「障害児の他の兄弟に対する支援の場が不足している」「放デイも重度だと断られる」「災害時の緊急時の受け入れ先が不安」「障がい者本人が支援を拒否するとうまくいかない。孤立感を感じる」「障がい者の親は積極的に情報を収集しなければ必要な情報が得られないのが現状」「卒業後は作業所以外に関りがなく、市内で

のつながりがない」「基幹相談が1か所しかない。相談支援事業所の相談員も忙しいため、相談してもなかなか対応が難しい時がある」

また、当事者向けアンケートにおいても「自分の特性を分かってもらえない」「災害時にトイレが使えないのが困る」「公園で遊べない」「道路が凸凹で車椅子が使いにくい」など普段の生活や将来についての不安、悩みがあるとの声が多数ありました。

●実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
相談支援事業	箇所	7	8	7	9	7	10
基幹相談支援センター 設置の有無		有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業実施の有無		有	有	有	有	有	有

●見込み

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	箇所	10	11	12
基幹相談支援センター 設置の有無		有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業実施の有無		有	有	有

●施策の方針及び具体的な方策

気軽に不安や悩みを相談できる場所として、基幹相談支援センターの周知を行い、また、相談支援事業所の充足に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

●現状と課題

成年後見制度についてのパンフレットの設置や、自立支援協議会で研修会を行うなど周知を行っています。市で実施する成年後見制度利用支援事業の利用は、令和3年度から令和5年度の各年1件ずつとなっています。今後も潜在的に利用が必要な方のためにも周知・支援を行う必要があります。

●実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績 見込
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	件	1	0	1	0	1	0

●見込み

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	件	1	1	1

●施策の方針及び具体的な方策

相談先として令和6年度中に成年後見中核機関を整備し、相談しやすい体制を整備していきます。

また、成年後見制度のしおりやホームページ等で情報提供を行い、市民だけでなく福祉施設・サービス事業所等にも広く周知を行っていきます。

(5) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

●現状と課題

意思疎通支援について過去の実績をみると、令和2年度以降は利用人数はほぼ横ばいとなっています。関係団体ヒアリングでも、「コロナ禍ではマスク着用だと口元の動きが見えず苦勞した」「文章が苦手な人もいたので筆談だと不便に感じた」「目で見ることのできる看板が少なく情報があまり入らない」「手話のできる人が少ない」などの意見が出ていました。

●実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
意思疎通支援事業	人	25	20	25	21	25	20
手話奉仕員養成 研修事業	人	15	12	15	12	15	9

●見込み

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	人	25	25	25
手話奉仕員養成 研修事業	人	15	15	15

●施策の方針及び具体的な方策

障害者差別解消法や障害者権利条約等により合理的な配慮として対応できる体制を維持し、今後も必要量の確保及び内容の充実に努めます。意思疎通支援事業の安定した提供のため、「手話奉仕員養成研修事業」として毎年度講座等を開催し、手話奉仕員の確保に努めます。ろうあ者の中には読み書きが苦手で筆談は不便と感じる方もいるため、今後も引き続き手話奉仕員養成研修を開催することにより、手話や聴覚障がいへの理解及び交流活動等の促進を図っていきます。また、必要な支援が途切れないよう、新型コロナウイルス感染症等の影響にも対応した遠隔手話通訳も実施します。

(6) 日常生活用具給付等事業

●現状と課題

令和3～5年度の実績及び実績見込みでは、年度によって大きな差は見られませんが、排せつ管理用具がやや増加しています。

令和4年度に内容を一部見直し、在宅療養等支援用具に「医療機器用バッテリー」を、情報・意思疎通支援用具に「暗所視支援眼鏡」を新たに給付対象として加えました。

●実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
介護・訓練支援用具	件	4	5	4	2	4	1
自立生活支援用具	件	8	5	8	9	8	11
在宅療養等支援用具	件	5	7	5	5	5	7
情報・意思疎通支援用具	件	30	41	30	40	30	35
排せつ管理用具	件	1,000	1,036	1,000	1,227	1,000	1,200
居宅生活動作補助用具	件	2	3	2	0	2	0

●見込み

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具	件	6	6	6
在宅療養等支援用具	件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	40	40	40
排せつ管理用具	件	1,200	1,200	1,200
居宅生活動作補助用具	件	1	1	1

●施策の方針及び具体的な方策

障がい者・児の在宅生活を支援するため、引き続き日常生活用具の給付を行い、必要に応じて内容を見直していきます。

(7) 移動支援事業

●現状と課題

「介助者がいない」、「周りの人に手助けを頼みにくい」等の悩みを抱える障がい者・児に向け、更なる周知が必要です。障がい者・児の社会参加を得る機会として、またその後の自立に向けて、支援の充実に努める必要があります。

●実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実施箇所	47	50	47	53	47	54
実利用人数	55	51	55	47	55	48
延べ利用時間	3,500	3,219	3,800	4,019	4,000	4,400

●見込み

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	54	54	55
実利用人数	48	49	50
延べ利用時間	4,200	4,350	4,500

●施策の方針及び具体的な方策

障がい者・児の社会参加の促進に向けて支援の充実を行うとともに、相談窓口である基幹相談支援センターなどでも周知に努めます。

また、利用希望者が住み慣れた地域で自分に合った事業所を選択できるよう、市内事業者数の安定的な確保に努め利用しやすい状況を整えていきます。

(8) 地域活動支援センター事業

●現状と課題

新型コロナウイルス感染症や、日中活動のできる事業所の充実等により利用者が減少し、地域活動支援センターⅢ型は令和2年度で閉鎖となりました。

サポネットおごおりのⅠ型事業所については新型コロナウイルス感染症や、施設閉館日の増加等により利用者が減少していましたが、徐々に回復傾向にあります。オープンスペースについては減少傾向にありますが、多くの方がB型事業所へ行かれており、地域移行が進んでいる状況となっています。

●実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実施箇所	2	2	2	1	2	1
実利用人数	290	149	290	187	290	260

●見込み

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	1	1	1
実利用人数	280	300	320

●施策の方針及び具体的な方策

今後も事業所が持つ機能を活かし、オープンスペースやレクリエーション活動など、障がいのある方やその家族、知人等が自由に利用・相談できるよう支援を継続します。

(9) 訪問入浴サービス事業

●現状と課題

令和4年度から実利用人数は5人となっており、今後も利用継続が予想されるため、十分な見込みを計画する必要があります。

●実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実施箇所	6	5	6	5	6	6
実利用人数	3	4	3	5	3	5

●見込み

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	6	7	7
実利用人数	5	5	5

●施策の方針及び具体的な方策

入浴が困難な障がい者・児のためにも引き続き事業を実施し、事業者の維持等に努めます。

(10) 日中一時支援事業

●現状と課題

事業所は増加傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、実利用者数は減少し、そのまま横ばいの傾向にあります。

●実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実施箇所	33	34	34	35	35	35
実利用人数	24	16	25	15	26	17

●見込み

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	35	35	35
実利用人数	17	18	19

●施策の方針及び具体的な方策

関係団体ヒアリングでは、「対象者だけではなく、家族など支える側の支援もしてほしい」との意見が聞かれました。障がい者・児を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的に実施し、対象者及びその家族への支援の充実に努めます。

また、障がい者・児の日中における活動の場を提供し、見守りや日常的な訓練等を行うよう努めます。

(11) 地域移行のための安心生活支援事業（地域生活支援拠点等）

●現状と課題

地域生活支援拠点等整備事業は、障がい者の重度化・高齢化や、「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくものです。

居住支援のための5つの機能として、以下のものがあります。

- ① 相談
- ② 体験の機会・場
- ③ 緊急時の受け入れ・対応
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

小郡市においては、令和2年度に「面的整備型」の手法をとり、地域生活支援拠点を整備しました。現在は「①相談」と「③緊急時の受け入れ・対応」を行い、今後これらの機能を更に強化する必要があります。

●実績

項目	実数	延べ件数
総合的・専門的な相談支援	14	50
体験の機会・場	0	0
緊急時の受入・対応	1	5
専門的人材の確保・養成	0	0
地域の体制づくり	1	1

●見込み

項 目	目標値（延べ）		
	令和6年	令和7年	令和8年
総合的・専門的な相談支援	60	70	80
体験の機会・場	10	15	20
緊急時の受入・対応	10	10	10
専門的人材の確保・養成	1	1	1
地域の体制づくり	10	10	10

●施策の方針及び具体的な方策

国の指針を踏まえ、地域生活支援拠点等の充実のため年1回以上の運用状況の検証および検討する場を設けます。

引き続き、地域生活支援拠点等の機能を確保して機能充実のため自立支援協議会と連携し、安定した障がい福祉サービスの提供が行えるよう、引き続き不足しているサービスの把握とその確保に努めます。

また、障がい児・者が安心して生活できる体制づくりのため、基幹相談支援センターと協力し研修会の企画・運営などを行って、人材育成を行っていきます。

（12）巡回支援専門員整備事業

●現状と課題

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、小郡市内の保育所等を巡回し、職員や保護者に対し助言等を行っています。ケースに応じて、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関との連携強化に努めていく必要があります。

●実績

項 目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実施件数	86	76	86	86	86	96

●見込み

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数	106	116	126

●施策の方針及び具体的な方策

本市に令和5年4月に設置された子ども家庭支援センターやその他関係機関との連携を強化し、障がいの早期発見・早期療育のための支援を行います。

(13) 自動車運転免許取得・改造助成事業

●現状と課題

自動車改造助成事業については、就労等のために車の改造が必要な身体障がい者のみを対象としていますが、自動車運転免許取得助成事業については、手帳を所持しており、自立更生が見込まれる者となっており、障がい種別の制限はありません。

令和3年度は見込みどおりの実績でしたが、新型コロナウイルスの影響下から回復傾向にあり、令和4年度は見込みの3倍となっており、令和5年度も見込みの2倍となっています。「福祉施設から地域社会への移行」という観点から障がい者の日常生活の利便と生活圏拡大を図るため、この制度を引き続き実施していく必要があります。

●実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実利用人数	3	3	3	9	3	6

●見込み

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	3	3	3

●施策の方針及び具体的な方策

障がい者の日常生活の利便向上と生活圏拡大を図るため、この制度を引き続き維持し、周知を行っていく必要があります。

(14) 更生訓練費支給事業

●現状と課題

対象者は自立訓練や就労移行支援を利用する低所得の人となっており、対象者への周知が課題と考えられます。

●実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実利用人数	1	2	1	1	1	2

●見込み

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	1	1	1

●施策の方針及び具体的な方策

地域生活支援を図るためにも周知徹底し、引き続き事業を実施していきます。

3. 障がい児支援

名称	内容
児童発達支援	療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	小学校～高等学校に就学している児童に対し、放課後や長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立促進の支援を行います。
保育所等訪問支援	現在利用している、または利用する予定の保育所、幼稚園、小学校その他集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援等を利用する児童の相談や利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援を行います。

●現状と課題

【支援の提供体制】

関係団体ヒアリング調査では、「特に専門職が人材不足で、受け入れ人数を増やせない現状があり、止むを得ず利用待機となっている希望者がいる」「市内には成人期が過ごすための資源がないため、他市町村の資源を利用しているが、住み慣れた地域で見て欲しい」との意見がありました。

これらの「地域の受け皿が少ない」との声は以前から出ており、平成28年4月施行の障害者差別解消法に基づいた、保育所・学童保育や幼稚園、普通学校での障がい児の受け入れの更なる体制、対応方法の検討が必要です。

また、成人期を迎えた障がい者の受け入れ体制についても、今後検討していく必要があります。

【保育・療育・教育の連携が必要】

保育・療育・教育と、ライフステージの節目ごとに支援が途切れがちであり、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を行える体制づくりが課題となります。関係団体ヒアリングでも「各移行期における計画相談員と学校等との情報提供や共有が不足している」との意見がありました。

平成29年から実施している「巡回支援専門員整備事業」を継続し、保育、教育等との連携を充実させます。

自立支援協議会において、平成24年から「学校教育連絡会」を設け、障がい福祉と教育機関の連携を図っていますが、引き続き連携を深めながら、相互の制度理解を通じた障がい児の円滑な地域生活の検討・協議の場としていく必要があります。

【家族への支援やフォローも必要】

保護者への介護（介助）負担の軽減として、日中一時支援事業を行っており、短期入所、放課後等デイサービス等の支援も、負担軽減の一翼を担っています。しかし、利用者の状態（年齢、障がい種別、障がいの状況等）によっては受け入れを断られるケースもあり、支援が充分とは言い難い状況です。実際に関係団体ヒアリングにおいても「放課後等デイサービスにおいて、重度障害だと断られた」との意見もでています。

障がい児の親への支援やフォローとしては、相談支援がその一翼を担っていると考えられますが、障がい児に関することの相談となるため、保護者への直接的な支援とは言い難い状況です。

【障がい児が日中過ごす場所がない】

放課後等デイサービスについては利用量が増加している状況が続いていることから、今後も必要量の確保が重要であるとともに、地域の社会資源の対応力の向上に努め、地域での受け入れ・居場所の確保につなげます。そのことを踏まえ、障がい児支援の必要量は随時精査に努めます。

●実績

項目	市内事業所数	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績見込み
児童発達支援	15	日	484	705	537	862	596	1,032
		人	67	71	78	92	90	105
放課後等デイサービス	19	日	2,041	2,367	2,653	2,671	3,449	3,042
		人	181	190	224	212	278	233
保育所等訪問支援	4	日	6	10	7	21	7	33
		人	6	7	6	15	6	21
医療型児童発達支援	0	日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	日	0	2	0	2	0	2
		人	0	1	0	1	0	1
障害児相談支援	10	人	336	344	408	387	516	430

※月当たりの平均値（障害児相談支援は年当たりの実利用人数）

●見込み

項目	市内 事業所数	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	16	日	1,163	1,363	1,563
		人	115	130	148
放課後等デイ サービス	20	日	3,288	3,633	4,038
		人	263	293	323
保育所等 訪問支援	4	日	42	50	60
		人	28	33	40
居宅訪問型 児童発達支援	1	日	2	2	2
		人	1	1	1
障害児相談支援	12	人	470	500	535

※月当たりの平均値（障害児相談支援は年当たりの実利用人数）

●施策の方針及び具体的な方策

乳幼児健診（健康課）、保育所（保育所・幼稚園課）及び学童保育所（子育て支援課）、教育機関（学校教育課）と連携し、障がい児の早期発見に努めます。

また、早期療育につなげるための支援体制を確立し、障がいがある子とその家庭への支援の充実に努めるとともに、自立支援協議会等と連携し、学校教育連絡会等を通じて相談支援を軸とした支援の提供を周知していきます。

令和5年4月に設置された子ども家庭支援センターとも連携し、福祉分野と子育て分野が協力して、児童の成長を支援していくことができるよう取り組みを進めていきます。

4. 障がい者・児に対する理解の促進

●現状と課題

障がい者・児が地域社会の中で生活を送るためには、行政の支援だけでなく、地域の理解と配慮が必要です。小郡市では、既に多くのボランティア団体が組織・活動され、障がい者・児の支援を行っており、小郡市社会福祉協議会でもボランティア情報センターにおいて、ボランティア養成講座を行っています。

当事者向けアンケートでは「多くの方に助けられ、楽しく日常を過ごせている」という意見がある一方で、関係団体ヒアリングにおいては「会員の減少や高齢化」「活動の資金繰り」に苦慮しているとの意見が多く、ボランティア活動を継続していくために、さらなる支援や理解が必要です。

●施策の方針及び具体的な方策

ボランティア活動を推進していくために、住民が参加しやすい環境づくりや情報提供を行います。小郡市社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報センターにおいて、ボランティア情報の収集・発信や養成講座の開催、また、ボランティアの担い手同士の交流や、情報交換を行います。ノーマライゼーションの理念の実現のためにも、行政内部だけではなく、地域に対しても啓発活動等の働きかけを行い、障がい者・児に対する理解の促進を図ります。

5. 防災対策の促進

●現状と課題

当事者向けアンケート及び関係団体ヒアリングでは、災害時の心配として「災害時や緊急時に、特性を理解した上での適切な受け入れ先は本当にあるのか」「たくさんの人たちがいるところでの避難は難しいと感じる。」などの意見がありました。障がいの種類も必要な支援も一人一人違うことから、災害時に支援が必要な障がい者・児のニーズに沿った対応や、福祉避難所の適切な運用が求められます。

●施策の方針及び具体的な方策

障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、日頃から災害発生時の円滑な避難行動に備える活動を進め、地域ぐるみで障がい児・者を支援するネットワークづくりを推進します。

また、避難所での生活の不安を取り除き、安心して避難所へ避難できるように取り組みます。

第6章 計画の推進体制及び関連法令・制度等

1. 計画の周知

この計画を市のホームページ等で公開し、障がい者・児への理解促進をすすめながら、障がい者・児の豊かな地域生活の実現に努めていきます。

2. 計画の推進体制の確立

計画の推進体制においては、保健・福祉・医療・教育・就労等さまざまな関係機関の連携により推進していく必要があります。こうしたことから、自立支援協議会を中心に関係機関と連携し、障がい者・児のライフステージに応じた支援を行い、障がい者・児が住み慣れた地域で安心し、生きがいをもった生活を送れるよう、計画の推進体制を確立します。

3. 国・県及び近隣市町との連携

本計画は、広域における障がい福祉サービス等の状況を踏まえながら、国・県や近隣市町と連携し、計画の推進を行います。

また、国や県等の動向を把握しながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、障がい者・児の多様化するニーズに対応するため、国・県・近隣市町との連携を図ります。

4. 計画の進捗管理と点検について

本計画の進捗状況を把握・管理するために、市民福祉部福祉課において、本計画に掲げる各サービスにおける毎年の実行状況を整理し、小郡市自立支援協議会において、1年に2回、計画の進行状況の点検や評価を行い、1年に1回計画の見直しについて検討します。

5. 障害者総合支援法の施行と概要

平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「障害者自立支援法」が改正され、新たに「障害者の日常生活および社会生活を総合的に

支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成25年4月に施行（一部は平成26年4月に施行）されました。障害者総合支援法の主な改正内容については以下のとおりです。

（１）障がい者の範囲（障がい児の範囲も同様に対応）

障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等が追加されました。難病等では、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要に応じて障害支援区分の認定等の手続きを経た上で、必要と認められた障がい福祉サービス等が利用できることとなります。

（２）障がい支援区分の創設

これまでの「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められました。障害支援区分については「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」と定義されています。

（３）障がい者に対する支援

- 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障がい者として厚生労働省令で定めるものとする）
- 共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合（一元化）
- 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- 地域生活支援事業の追加（障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

（４）サービス基盤の計画的整備

- 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障がい福祉計画の策定
- 基本指針・障がい福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- 市町村は障がい福祉計画を作成するに当たって、障がい者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

6. その他関連する法律の整備等

(1) 障害者基本法の改正

平成23年8月の障害者基本法の改正において、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるとい
ういわゆる社会モデルに基づく障がい者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行

改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、国や自治体等の行政機関は、障がい者の要望等に応じて時に日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられ、平成28年4月に施行されました。

(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の一環として「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が平成26年5月に成立し、平成27年1月に施行されました。指定難病に対して医療費を助成する制度や難病の医療に関する調査及び研究の推進等についてこの法律で定めています。

(4) 児童福祉法の改正

平成24年の改正では、障がい児の定義が見直され、身体及び知的障がい児に、精神障がい児が加えられ、平成25年の改正では、障害者総合支援法の成立に対応し、障がい児の定義に難病が追加されました。また、平成28年6月の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化等が定められています。

(5) 発達障害者支援法の改正

平成17年の施行から約10年が経過し、発達障がい者・児の支援を一層充実させるため、平成28年8月に改正発達障害者支援法が施行され、目的に「切れ目なく発達障害者の支援を行う」が明記されたほか、発達障がい者・児の定義の改正、基本理念の新設等、総則に大きな改正が行われました。また、

発達障がい者・児を支援するための施策として、「発達障害の疑いがある場合の相談体制の整備」や「個別の教育支援計画・個別の指導計画作成の推進」が明記される等、改正は法律全般にわたっています。

(6) 障害者優先調達法の施行

平成25年4月に、障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図る「障害者優先調達推進法」(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)が施行されました。

(7) 障害者文化芸術推進法の施行

平成30年6月に、障がい者による文化芸術活動を推進することで、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障がい者文化芸術推進法」(障害者による文化芸術活動の推進に関する法律)が施行されました。

(8) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行

令和元年6月に、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進することで、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を図る「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。

第7期 小郡市障がい福祉計画
第3期 小郡市障がい児福祉計画
令和6年3月

発 行 福岡県小郡市
企画・監修 小郡市 福祉課 障がい者福祉係
〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1
電 話 (0942) 72-2111
F A X (0942) 73-4466